



那珂川地域森林計画書

(那珂川森林計画区)



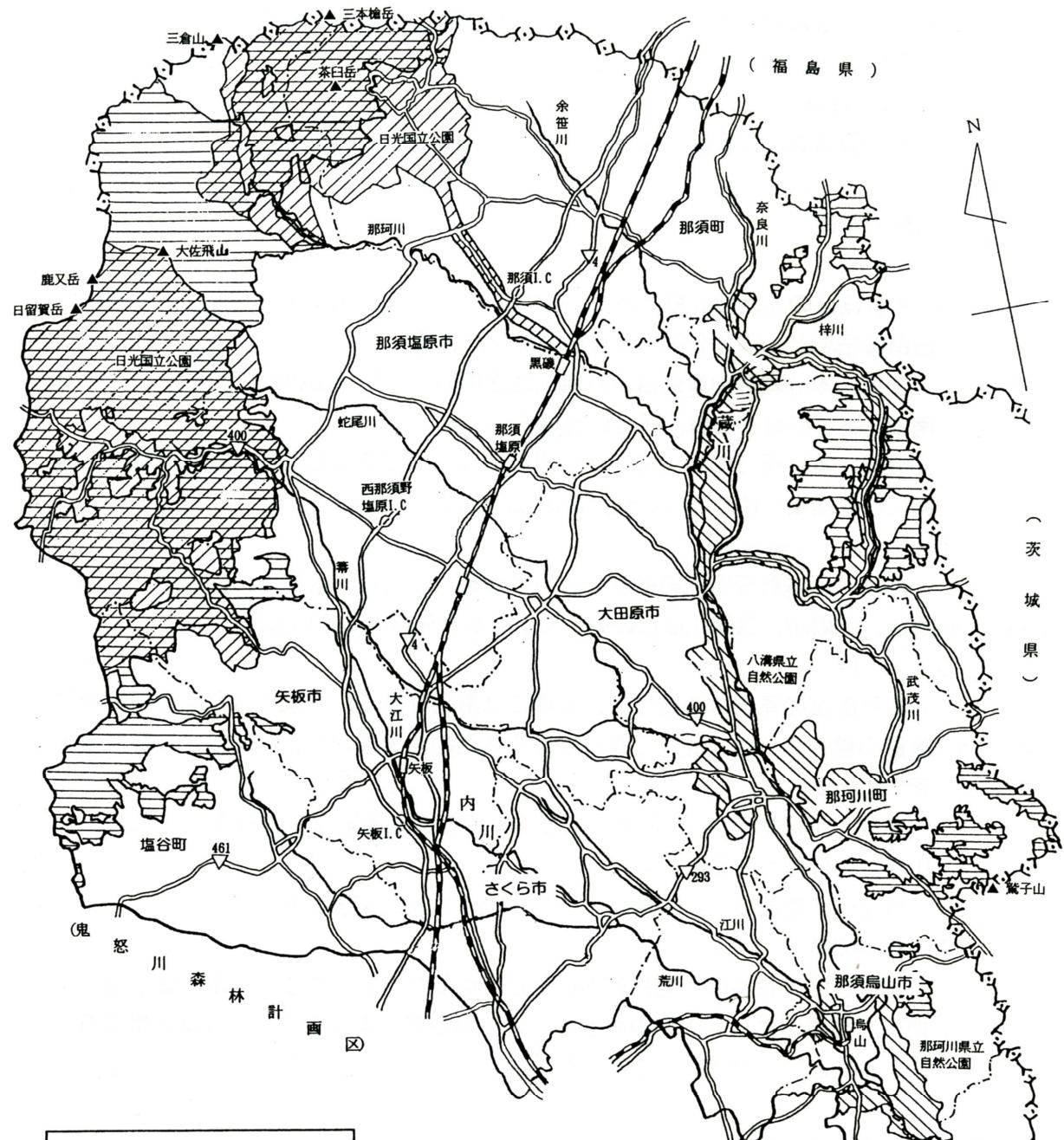
東荒川ダムと県営林（塩谷町）

計画期間 自 令和8(2026)年4月1日 至 令和18(2036)年3月31日

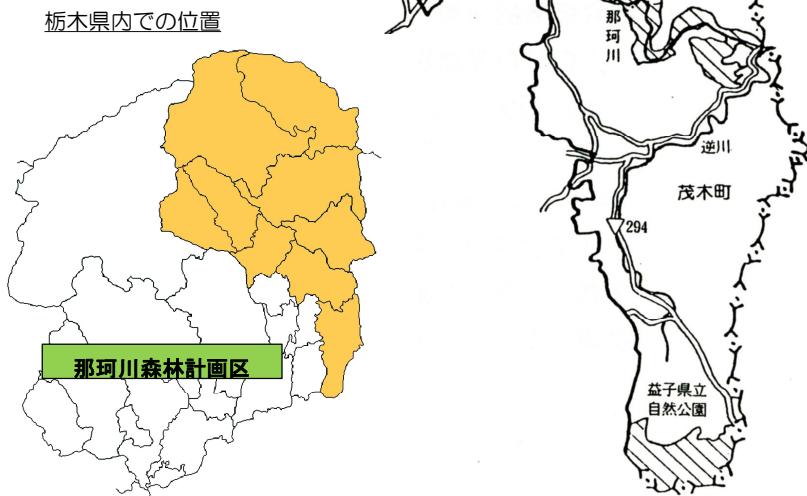
樹立年月日 令和7(2025)年12月22日

栃木県

那珂川森林計画区の位置図



凡 例	
	県 境
	市町村境
	計画区境
	河 川
	国 有 林
	国 立 公 園
	県 立 公 園
	道 路
	山 岳



目 次

計画にあたって	1
I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び面積	3
(2) 自然的背景	3
(3) 社会・経済の状況	4
(4) 計画区の森林・林業等の状況	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	12
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	14
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	15
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	16
(3) 計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等	18
2 その他必要な事項	18
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	22
(2) 天然更新に関する指針	23
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	24
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	25
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	27
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	30

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	31
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	31
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	32
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	32
(5) 林産物の搬出方法等	32
(6) その他必要な事項	32
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	33
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	33
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	33
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	34
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	34
(6) その他必要な事項	35
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	37
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	37
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	37
(4) その他必要な事項	37
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する事項	38
(2) 保安施設地区に関する事項	38
(3) 治山事業に関する事項	38
(4) 特定保安林の整備に関する事項	38
3 鳥獣害防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	38
(2) その他必要な事項	39
4 森林の保護に関する事項	
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	39

（2）鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	40
（3）林野火災の予防の方針	40
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	41
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
（1）保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	41
（2）保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	41
（3）その他必要な事項	41
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	42
【参考】主伐面積	43
【参考】素材生産量	44
2 間伐面積	45
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	46
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
（1）林道の開設・拡張計画	47
（2）基幹路網の現状	58
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等	59
（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	60
（3）実施すべき治山事業の数量	61
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	62
7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	62
第7 その他必要な事項	
1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等	65
2 制限林の区分別の施業方法	72
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域	73
参考資料	
1 森林計画区の概況	
（1）市町村別土地面積及び森林面積	74
（2）土地利用の現況	75
2 森林の現況	
（1）齢級別森林資源表	76
（2）制限林普通林別森林資源表	79
（3）市町村別森林資源表	80

(4) 所有形態別森林資源表	81
(5) 制限林の種類別面積	82
(6) 樹種別材積表	84
(7) 特定保安林の指定状況	84
(8) 荒廃地等の面積	85
(9) 森林の被害	86
(10) 防火線等の整備状況	86
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	87
(2) 森林経営計画の認定状況	88
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	89
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	90
(2) 森林以外より森林への異動	91
5 その他	
(1) 持続的伐採可能量	92

計画にあたって

1 森林計画制度について

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源としての経済活動との結びつきなど、多くの働きで私たちの暮らしを支える大切な存在です。

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給にも支障をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長い年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いの推進が必要であることから、森林法において森林計画制度が定められています。

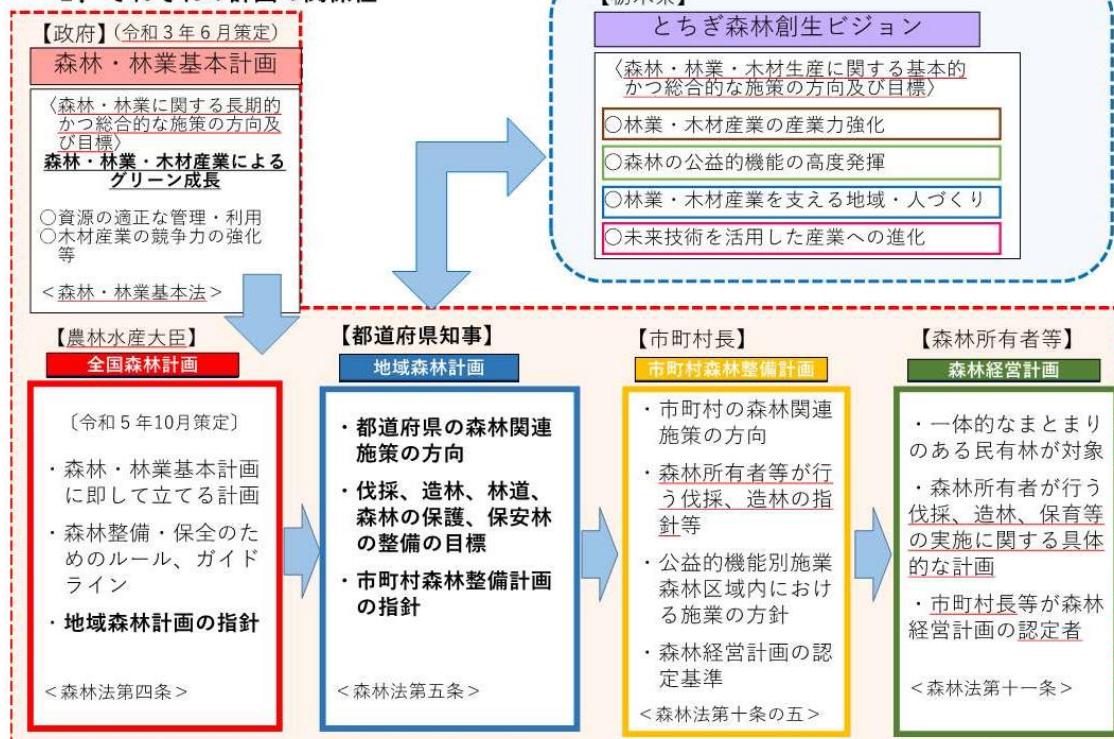
2 地域森林計画について

地域森林計画は農林水産大臣の定める森林計画区毎に都道府県知事がたてるもので、森林関連施策の方向と地域的特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針となることを目的とするものです。

本計画は全国森林計画に即し、県の分野別計画である「とちぎ森林創生ビジョン」及びその次期計画の内容を踏まえ策定しています。

I : 森林計画制度の概要

1. それぞれの計画の関係性



那珂川地域森林計画 計画にあたって

全国には 158 の森林計画区があり、栃木県には「那珂川森林計画区」「鬼怒川森林計画区」「渡良瀬川森林計画区」3つの計画区があり、計画区毎に 10 年を 1 期とする計画を5年ごとに作成しています。



【該当する市町】

・那珂川森林計画区

大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 塩谷町 那須町
那珂川町

・鬼怒川森林計画区

宇都宮市 日光市 真岡市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 高根沢町

・渡良瀬川森林計画区

足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 下野市 壬生町 野木町

全国森林計画と地域森林計画の計画期間

		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
全国森林 計画	旧計画							1		5		10		15								
	現計画							R5. 10月策定		1		5		10		15						

計画区		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
渡良瀬川	旧計画							5		10												
	現計画							1		5		10										
那珂川	旧計画							1		5		10										
	新計画							R7. 12月策定		1		5		10								
鬼怒川	旧計画							1		5		10										
	現計画							1		5		10										

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

本計画区は県の北東部に位置し、東は茨城県、西と南は鬼怒川森林計画区、北は福島県にそれぞれ接し、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市ほか4町からなっています。総土地面積は、233千haで県土の36%を占めています。

（令和7年4月1日現在、全国都道府県市町村別面積調（国土地理院））

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

本計画区の北西部は福島県との県境を形成し、茶臼岳、三本槍岳、大佐飛山、日留賀岳など、標高1,900m前後の峰々があり、これらの南部には、釈迦ヶ岳等を中心と広がる高原山麓地帯を形成しています。また、本計画区の東部は、八溝山地を中心とした低山地であり、これらの南部にさらに鷺子山塊、鷄足山塊が続いています。

なお、本計画区の中央部は、那須火山群に起因する那須野が原扇状地で、南部には氏家台地や喜連川丘陵が広がっています。

(イ) 水系

河川は、本計画区を縦断するように那珂川が流れ、余笠川、蛇尾川、内川、荒川、三蔵川、武茂川などの中小河川が水系を形成しています。

イ 地質及び土壤

(ア) 地質

西部の高原火山とその周辺山地は、中生代石英斑岩・流紋岩と第四紀安山岩質溶岩・火山角礫岩が広く分布しています。これに続く大佐飛山地周辺においては、中生代石英斑岩が広く分布していますが、一部に第三紀流紋岩類の部分もあります。北部の那須火山は更新統中～末期に形成された火山で、安山岩質溶岩や火山角礫岩などにより構成されています。東部の八溝山地は、主として中・古生代の砂岩・頁岩からなっていますが、北部の八溝山塊においては中生代花崗岩類、中部の鷺子山塊及び南部の鷄足山塊においては、新第三系上部・新第三系下部の安山岩・流紋岩も分布しています。

那珂川沿いの平野部は、更新統上部砂礫層及び沖積層が堆積しています。

(イ) 土壤

西部から北部の森林は、概ね褐色森林土が分布していますが、標高1,500m以上の高海拔地域はポドゾルで占められており、高原火山麓や那須火山麓には黒ボク土が分布しています。東部の八溝山地は、褐色森林土が標準的な分布を示しており、水分環境などの異なりから、尾根部には乾性褐色森林土壤、山腹下部や沢筋には湿性褐色森林土壤が分布しています。

平野部は、沖積低地において灰色低地土が分布するが、全域にわたり黒ボク土が分布しています。中でも那須野が原においては、表土の礫含有割合が高く、地表面下1m以内に砂層、礫層または砂礫層を持つ粗粒黒ボク土壌に広く覆われています。

ウ 気候

本計画区の気候は内陸性で、夏季には雷雨が多く、冬季には北西山岳地帯に多量の雪

を降らせ、冬から春にかけて北西の季節風が時おり幼齢木に寒風被害をもたらします。また、平坦地では「那須の空つ風」で有名な季節風が乾燥をもたらし、火山灰土壌の畠土を風蝕しています。

年平均気温は、西部山岳地帯で9~13°Cであり、冬季の積雪は2mに及ぶところもありますが、東部丘陵地帯で13°C前後であり、積雪はほとんど見られません。年間降水量は、西部山岳地帯で1,600~2,000mm、東部丘陵地帯では1,500mm前後です。

(3) 社会・経済の状況

ア 人 口

本計画区の人口は、県総人口の18%に当たる333千人で、人口密度は143人/km²であり、県の人口密度292人/km²を大きく下回っています。人口は、大田原市・那須塩原市・さくら市を中心とした平野部に集中しています。

(令和7年7月1日現在、栃木県統計課)

イ 産 業

本計画区の総生産額は15,697億円で、県全体の17%を占めています。産業別に見ると、第1次産業が約3%、第2次産業が約46%、第3次産業が約51%となっており、製造業、サービス業、卸・小売業、農業が主体です。

産業別就業者の総数は184千人で、第1次産業17千人(約9%)、第2次産業58千人(約32%)、第3次産業109千人(約59%)であり、第2次産業及び第3次産業に就業者が多いです。(令和4年3月31日現在、市町村民経済計算、栃木県統計課)

(令和2年国勢調査)

ウ 土地利用の状況

本計画区の土地233千haのうち、森林が57%を占めており、農耕地が21%、宅地が5%、その他が17%となっています。(令和5年1月1日現在、栃木県統計年鑑)

エ 交通網

本計画区には、首都圏と連絡するJR東北新幹線、JR東北本線、JR烏山線、東北自動車道、国道4号、国道293号、国道294号、国道400号などの交通ネットワークが整備されています。

(4) 計画区の森林・林業等の状況

ア 森林の概況

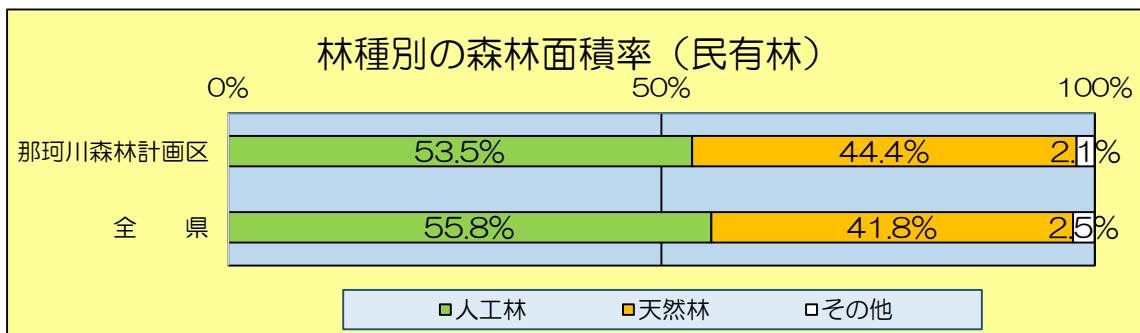
本計画区の森林は、北西部の山岳地帯はブナ、ミズナラ等の広葉樹林地帯、高原山とハ溝山を中心とした人工林地帯、中央の平地・丘陵地帯はナラ、クヌギ等の低山性広葉樹とマツの混交林に大別できます。民有林は、90千haで計画区森林全体の68%を占めています。人工林率は54%で、県平均とほぼ同様です。

(ア) 林種別の森林面積(民有林)

単位:ha

区分	人工林	天然林	その他	合計	人工林率
那珂川森林計画区	48,087	39,867	1,867	89,821	53.5%
全 県	122,703	91,893	5,482	220,078	55.8%

(森林クラウドシステムによる算出)

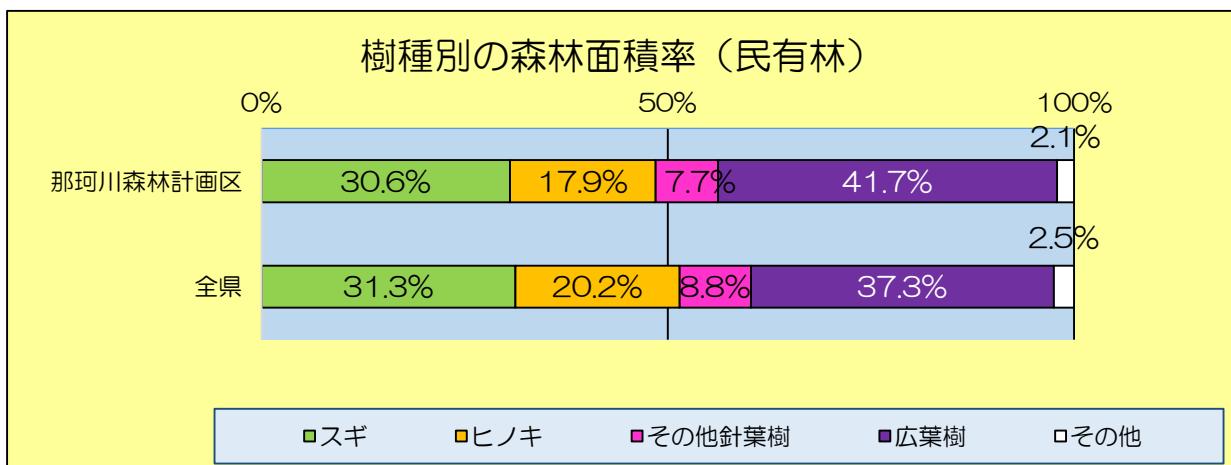


(1) 樹種別の森林面積（民有林）

単位：ha

区分	那珂川森林計画区		全県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
スギ	27,492	30.6%	68,811	31.3%
ヒノキ	16,101	17.9%	44,435	20.2%
その他針葉樹	6,921	7.7%	19,335	8.8%
広葉樹	37,418	41.7%	81,997	37.3%
その他	1,890	2.1%	5,501	2.5%
計	89,821	100.0%	220,078	100%

(森林クラウドシステムによる算出)



イ 林 業

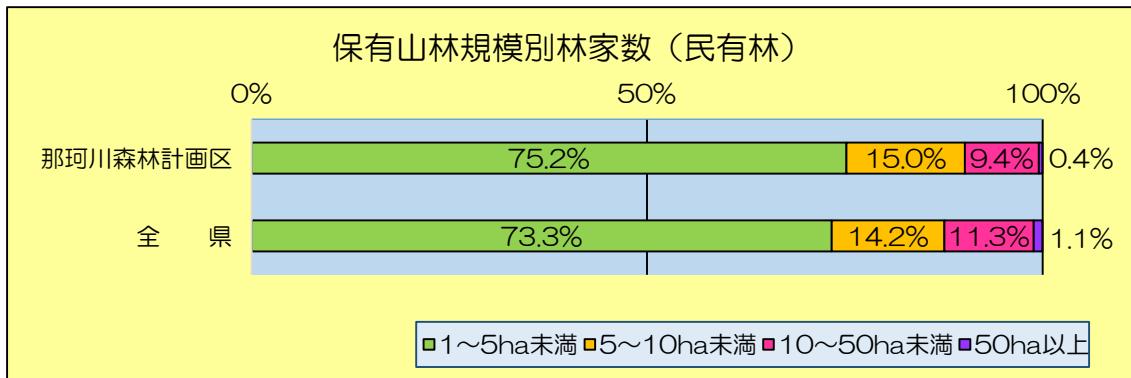
本計画区の西部の高原林業地域、北東部の八溝林業地域では、古くからスギ・ヒノキの人工林施業が盛んです。また、中南東部の丘陵地帯では、ナラ・クヌギ等のしいたけ原木の生産が行われてきました。高原・八溝林業地域を中心とした地域では、小規模森林所有者が主体となっており、森林組合を中心とした長期受委託契約による経営が主流となっています。

(7) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区分	総数	1~5ha未満	5~10ha未満	10~50ha未満	50ha以上
那珂川森林計画区	7,342	5,523	1,098	688	33
全 県	13,774	10,103	1,962	1,555	154

(注) 2020 農林業センサスより。

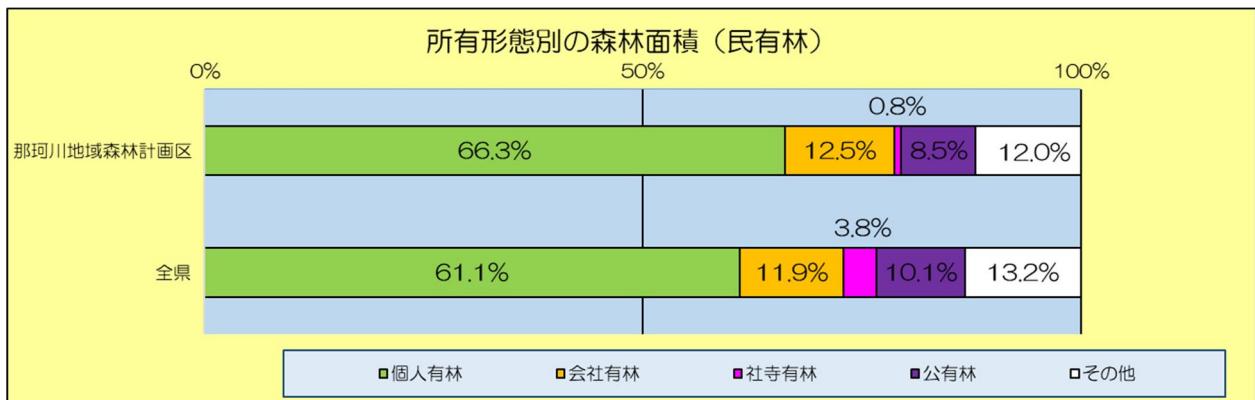


(1) 所有形態別の森林面積

単位：ha

区分	那珂川森林計画区		全県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
個人有林	59,557	66.3%	134,404	61.1%
会社有林	11,193	12.5%	26,149	11.9%
社寺有林	676	0.8%	8,314	3.8%
公有林	7,626	8.5%	22,266	10.1%
その他	10,769	12.0%	28,944	13.2%
計	89,821	100%	220,078	100%

(森林クラウドシステムによる算出)



ウ 森林の公益的機能

本計画区の森林は、地域内及び下流都県の重要な水源となっており、水源の涵養、山地災害防止等、森林の持つ多様な機能を発揮しています。

また、森林の公益的機能の維持増進のため、計画区内の約26%の民有林が保安林に指定されています。

なお、本計画区には日光国立公園及び3つの県立自然公園があり、都市近郊からの保健休養の場としても広く利用されています。

【保安林の現況面積】

単位：ha

区分	計	水源かん 養保安林	土砂流出防 備保安林	土砂崩壊防 備保安林	防風保安 林	水害・干害 防備保安林	保健保安林	
							兼種保安林	
那珂川森林計画区	23,391	17,963	5,141	34	20	169	1,929	(1,865)
(構成比)		30%	24%	40%	100%	27%	22%	22%
全 県	82,915	60,607	21,184	84	20	617	8,904	(8,603)

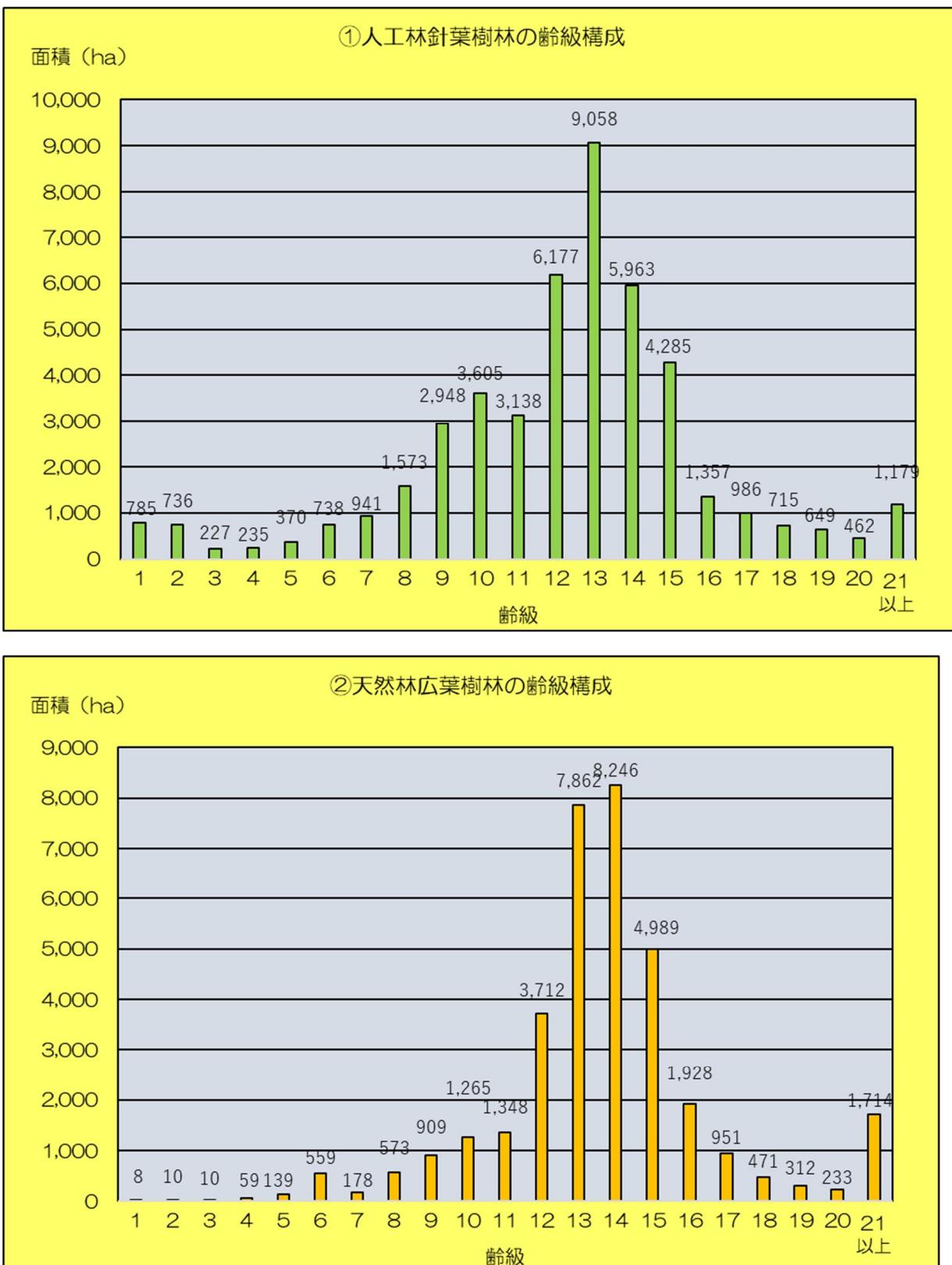
(注) 保健保安林の右欄()書きの数字は、兼種保安林で内数

令和7(2025)年3月31日時点の面積

全県の土砂流出防備保安林面積の中に鬼怒川計画区の落石防止保安林2haを含みます

エ 森林資源

戦後の拡大造林等に伴い、人工針葉樹林では13齢級を、天然林広葉樹林では14齢級を頂点とした不均衡な齢級構成となっています。



才 路 網

本計画区は地形条件が緩やかであることから、林内路網密度が 49m/ha と他計画区と比べて充実しています（県全体平均は 43m/ha）。

力 森林被害

本計画区は県内の他の2計画区に比べて、野性動物による被害は少ない状況です。

ただし、令和6年度の松くい虫による被害は約3千m³であり、県全体の約69%を占めています。

単位 面積：ha、材積：m³

区分	シカ被害面積		クマ被害面積		松くい虫被害材積	
	構成比		構成比		構成比	
那珂川森林計画区	3	18%	1	1%	3,081	69%
全 県	19		11		4,456	

(注) シカ・クマ：令和6年度の新規被害面積（実損面積（被害区域面積×被害率））

松くい虫：令和6年度の被害材積

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

ア 計画と実行状況

(ア) 伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1400	750	2150	1304	644	1948	93	86	91
針葉樹	1280	750	2030	1278	644	1922	100	86	95
広葉樹	120	-	120	26	-	26	22	-	22

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
9,370	6,382	68

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

主伐、間伐共に「とちぎ森林創生ビジョン」で掲げる目標達成に向け、素材生産体制の整備・強化に努めしたことにより、概ね計画通りの実績となりました。

(2) 人工造林・天然更新別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,950	2,201	56	3,200	1,881	59	750	320	43

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

人工造林、天然更新共に計画を下回りましたが、主伐実行面積に対し、更新面積と転用面積を足した面積がほぼ同数であることから、主伐後の土地については適切な管理が行われていると判断できます。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

ア 計画と実行状況

単位 延長：m、実行歩合：%

区分	開設延長			改良延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	9,120	724	8	71,000	2,000	3
基幹林道	-	-	-	1,150	77	7
その他	9,120	724	8	69,850	1,923	3

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

3 基幹林道とは、広域の利用区域面積（概ね1,000ha以上）を対象とする林道です。

イ 実行結果の概要及びその評価

土地所有者との合意が得られなかったことや財源の課題から計画量を下回りました。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

保安林の種類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源涵養	695	881	127	0	0	100
土砂流出防備	91	48	53	0	2	皆増
土砂崩壊防備	-	2	皆増	0	0	100
計	786	931	118	0	2	皆増

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

保安林指定は指定の目的を森林所有者に丁寧に説明し、充分な理解が得られたことにより、計画を上回る数量となりました。

イ 保安施設地区の指定

本計画区では該当ありません。

ウ 保安施設事業（治山施設）

(ア) 計画と実行状況

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

施行地区数		
計画	実行	実行歩合
50	57	114

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

治山事業施行地区数は災害の早期復旧を図るため、国庫補助事業を積極的に導入したことにより、ほぼ計画どおりの数量となりました。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する、森林の多面的機能を發揮するため、「全国森林計画」に即し、森林関連施策の方向と地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標、達成するための誘導方法及び計画量を明らかにするとともに、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の指針となることを目的に策定します。

策定に当たっては、前計画の実行結果とその評価を踏まえつつ、県の分野別計画「次期とちぎ森林創生ビジョン」（以下、「ビジョン」という）の目指す方向と施策内容とを、本計画区の特性を踏まえて反映させた計画とします。

【本計画区の特性】

本計画区は藩政時代を起源とする歴史あるハ溝地域と、比較的新しく先駆的な林産活動が行われる高原地域の2つの林業地域を有しています。

本計画区には丘陵地が多く存在し、比較的緩やかな地形であるため林道等の路網が発達しています。

木質バイオマス発電施設やスギ・ヒノキ乾燥材の一大生産拠点を形成する大型の製材工場が立地しています。

また、県内の他の2計画区と比べると、ニホンジカやツキノワグマ等の野生獣による森林被害は少ないものの、高原地域ではニホンジカによる森林被害が確認されています。近年では、ハ溝地域へのニホンジカの生息域の拡大が懸念されています。

古くから林業が盛んであったことから、小規模森林所有者が多く、保安林指定の同意を得るのが難しかった等の理由から、本計画区の保安林率は約26%と、他の2計画区に比べ低い状況にあります。

【計画の方向性】

本計画は、ビジョンの目指す方向性である「森林資源を活用した成長産業化・公益的な森づくりへの貢献」を軸に、森林資源・地形気象条件・林業及び木材産業の優位な立地性など地域の特性を活かし、木質バイオマスの利用促進と合わせ、森林資源のフル活用を目指します。

特に、50年生を超えるスギ・ヒノキの人工林が多いことから、森林資源の循環利用を基本とし、木材需要の増大化及び多様化への対応に配慮しつつ、「素材生産量の拡大」に向け、主伐及び搬出間伐の促進に重点を置くとともに、様々な公益的機能の十分な発揮に配慮した伐採計画とします。

再造林コストの低減を図りつつ、特に木材生産機能に適した森林において再造林を促進します。

なお、上記の施策においては近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進します。

一方で、公益的機能が求められる区域を中心に、広葉樹林化や針広混交の育成複層林など多様で健全な森づくりに努めるとともに、必要に応じ保安林の指定を進めつつ、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

野生動物の森林被害が比較的多い地域においては、適切な獣害防止対策を講じることで、持続可能な林業経営の確立と森林の公益的機能の維持を図ります。

森林の整備に当たっては、路網整備や伐採搬出作業の機械化、森林経営計画等に基づく森林施業の集約化と経営規模の拡大を促進するとともに、航空レーザ計測等のリモートセンシング技術による高度な森林資源情報や詳細な地形情報に基づく最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を

図っていきます。

また、平成31(2019)年4月から森林経営管理制度及びその財源となる森林環境譲与税が創設されたことを踏まえ、市町と十分連携を図りながら森林整備等の取組を進めていきます。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

所管事務所名	市町村名	面積(ha)
県東環境森林事務所	茂木町	11,074
	事務所計	11,074
県北環境森林事務所	大田原市	12,217
	那須塩原市	13,436
	那須烏山市	7,763
	那須町	18,304
	那珂川町	9,766
	事務所計	61,486
矢板森林管理事務所	矢板市	7,564
	さくら市	2,377
	塩谷町	7,320
	事務所計	17,261
森林計画区計		89,821

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地の開発行為の許可制、同法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地所有者となった旨の届出制及び、同法第10条の8第1項の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。

3 森林計画図の設置場所は、県東環境森林事務所、県北環境森林事務所、矢板森林管理事務所、関係市役所及び町役場です。

4 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。

5 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林は、水源の涵養、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多面的機能を有しています。

地域森林計画では、この森林の持つ多面的機能を5つに区分し、すべての森林について機能評価（注）を行っています。

注：「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価

本計画においては、この区分に基づき、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、その評価をもとに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとします。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

（1）森林の整備及び保全の目標

本計画区西部には高原林業地域、東部には八溝林業地域があり、また、北西部には日光国立公園、東部には八溝県立自然公園及び那珂川県立自然公園、南東部には益子県立自然公園があります。

これらの地域の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「生物多様性の保全」及び「地球温暖化の防止に果たす役割」並びに「近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化」も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や地域特性に応じた治山施設の整備等により、健全で多様な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の社会情勢を踏まえ、花粉発生源対策の加速化を推進します。

森林の有する機能の発揮の面から望ましい森林の姿については、次のとおりです。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壤を有する森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壤を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壤保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとします。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とします。 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進します。 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の現況から計画期間内の森林の整備目標を次のとおり計画しました。

区分		現況		計画期末	
		面積 (ha)	材積 (千m³)	面積 (ha)	材積 (千m³)
面積 (ha)	育成单層林	45,841	15,338	45,749	16,405
	育成複層林	2,245	761	2,421	823
	天然生林等	41,735	6,236	41,651	6,248
	計	89,821	22,335	89,821	23,476
森林蓄積 (m³/ha)		249		261	

(注) 育成单層林：森林を構成する林木を一度に伐採し、植栽等により単一の樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

育成複層林：森林を構成する林木を計画的に繰り返し伐採し、植栽等により樹種や高さの異なる樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

天然生林等：主として天然力を活用し、成立させ維持する施業を行う森林

2 その他必要な事項

当計画区内の北西部山岳地帯から広がる那須野が原には、アカマツや広葉樹を中心とした多くの平地林や防風林、農地、集落地からなる田園地帯が形成されています。

JR東北新幹線や東北自動車道などの高速交通の発達により、観光サービス業が盛んであり、北部地域を中心に森林が別荘地として分譲されています。

さらに南部には、氏家台地、喜連川丘陵などの平地や丘陵地が広がり、自然環境に恵まれた緑豊かな景観を形成しています。

このようなことから、地域森林の自然環境や生活環境の保全に配慮しつつ、国民の保健・休養の場として多様な森林整備が重要です。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除きます。）

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量 1 伐採立木材積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新（※）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとします。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月 16 日付け2林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすることとします。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐採区域の間に確保することとします。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐採区域の形状に配慮することとします。

イ 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施することとします。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、30%以下とします。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は 40%以下とすることができます。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施します。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとします。

ウ 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、

期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（用途）に応じた林齢で伐採するものとします。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではありません。

単位 径級：cm 林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

工 花粉発生源対策の加速化

花粉の発生源となるスギ等の人工林を伐採し、少花粉スギ等の植栽を促進します。

才 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とします。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとします。

力 その他必要な事項

○森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

○荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとします。

○伐採後の適確な更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その更新方法を勘案して伐採を行うものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林

の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とします。

留意) 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、成長の早いエリートツリーや早生樹については、下記標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町の林務担当部課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。

【標準伐期齢】

単位 年生

地 区	主要樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹用材林	ぼう芽による広葉樹
那珂川地域森林計画全域							
	35	40	30	30	100	100	15

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含みます。
 2 「サワラ」については「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準じます。
 3 矢板市、塩谷町、さくら市、大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町の制限林の「ぼう芽による広葉樹」については 20 年とします。

2 造林に関する事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量 3 造林面積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

(ア) 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市町の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とします。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れます。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進めます。

(イ) 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとします。

単位 本/ha

主要樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000
	疎仕立	2,000
ヒノキ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000

- a 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することを市町村森林整備計画に記載するものとします。
- b 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と協議の上、当該区域に適切な植栽本数を

判断するものとします。

- c 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。
- d エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。

(1) 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとします。

(2) 植付け

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低成本造林に資する伐採と植栽の一貫作業システムを進めます。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定めます。

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとします。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて搔き起こし、刈出し、

植え込み等の更新補助作業等の施業を実施します。

(ア) 期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

森林の確実な更新を図るため、以下の本数を参考に気象及びその他自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとします。

単位 本/ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、 クヌギ類	10,000	3,000

(イ) 天然更新補助作業の標準的方法

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは搔き起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3~4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2~4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

なお、更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、伐採が終了した日の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図るものとし、市町村森林整備計画において基準と区域を定めるものとします。

- 種子を供給する母樹が存在しない森林
- 天然稚樹の生育が期待できない森林
- 林床や地表の状況、病虫害などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、「第6 計画量 1 伐採立木材積」及び「第6 計画量 2 間伐面積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとします。したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではありません。

ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行います。

収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とします。

イ 間伐率は、概ね20~35%とします。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）

ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努めます。

エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとします。

オ 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討します。

カ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとします。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数：本/ha、時期：年生

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年生）							主伐（目安）
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施します。

○下刈り：1~7年生程度（必要に応じ期間を変更）

- つる切り：10年生前後（回数は適宜）
- 除伐：下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合（回数は適宜）
- 枝打ち：無節の高品質材を生産する場合等に必要に応じて実施

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本事項では、「II計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」で定めた森林の有する機能の区分に基づき、機能毎に森林の区域の設定基準及び森林施業の方法に関する指針を定めるものとします。

なお、本計画で定めた森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、以下のとおりとします。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的 機能	水源涵養機能	公益的機能 別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／土壤保全機能		土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的 機能以 外の機 能	木材等生産機能	木材の生産 機能の維持 増進を図る 森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、本計画で定めた森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものです。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する事項を定めるものとします。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとします。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定めるものとします。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源かん養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域)
<ul style="list-style-type: none"> 湖、ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 地域の用水源として重要なため池や湧水地渓流等の周辺に存する森林 水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

(イ) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：山地災害防止機能／土壤保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域)
<ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分の高い森林 等

(ウ) 快適環境形成機能維持増進森林

風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
防風保安林
(その他の区域)
<ul style="list-style-type: none"> 風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 快適環境形成機能の評価区分が高い森林 等

(I) 保健機能維持増進森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【保健機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとします。

また、自然条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

(イ) 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

a 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとします。

b 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとします。

c 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとします。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保

が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とします。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとします。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

(木材等生産機能維持増進森林に関する指針)

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件や社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とともに、その区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とします。

この際、区域内において、公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進しつつ、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行います。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「第3 森林の整備に関する事項 1～3」に基づいて実施します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として10t積みトラックの走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなり、多面的機能を有する森林の適正な整備や効率的かつ安定的な林業経営を確立するためには不可欠な施設であることから、その役割は益々重要になってきています。そのため、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行います。

改良については、既設路網における通行車両の安全確保、維持経費の節減、林産物の搬出コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備を行います。

加えて、基幹路網（林道及び林業専用道の総称）については、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した開設、改良を推進することとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

本計画区はハ溝及び高原地域を中心に緩傾斜地から中傾斜地が多く、主に車両系集材を中心となっています。緩やかな地形的条件を生かし、森林作業道を網目状に配置し、林内路網密度は49m/haと県平均43m/haを上回っています。

路網整備に当たっては、効果的な森林施業を実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

さらに、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していきます。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表のとおりです。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15° ~35°)	車両系作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系作業システム	60<50>m 以上	20m 以上
	架線系作業システム	5m 以上	5m 以上

(注)個々の施業地における路網密度の目安

(注)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

(注)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用します。

(注) 「基幹路網」とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注) 「急傾斜地」の＜＞書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進します。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）及び栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ適切な搬出方法で行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
本計画区において特定される林分の該当はありません。

(6) その他必要な事項

茂木地区は原木しいたけの産地であり、良質なしいたけ原木の生産が実施されてきましたが、一部原木林において、福島第一原子力発電所事故の影響を受け利用が困難な状況にあります。このため、原木林再生に向けた実態調査や伐採更新の実証事業を実施するとともに、原木の安定供給を図るため、森林作業道を中心とした路網整備を推進することとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

林業の採算性を高め適切な森林整備を進めていくためには、計画的な路網整備や施業の集約化等により効率的な施業を推進していく必要があります。

そのため、森林クラウドシステムの運用により県と市町、林業事業体で森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、航空レーザ計測等により新たに整備した森林資源情報の共有を促進します。

当計画区は、10ha未満の山林を保有する林家数が90%を占め、小規模な所有形態であることから、従来から森林組合への長期受委託契約による森林整備が推進されてきました。また、地形がなだらかであり、積極的な路網整備が行われ、林内路網密度が約49m /haと他計画区より充実しています。さらに、野生動物による森林被害も比較的少ない地域です。

今後も、フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じ、森林所有者等に対する長期受委託による施業の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進します。

また、効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化や未来技術に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進します。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理）を実行するためには、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

また、森林経営管理制度の実施に当たっては、新たに森林整備に係る業務を市町が担うこととなるため、林業の専門職がいない市町への支援として、技術的業務に係る受託機関の体制整備や地域林政アドバイザー制度への専門職の登録を促進します。また、市町職員向けの研修や相談会、施業履歴などの森林情報を県と市町・林業事業体で一元管理する森林クラウドシステムの運用等により、森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

新規林業就業者の確保・育成については、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を促進します。

イ 林業経営体の体質強化

通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとします。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成や、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要があります。

このため、各種補助事業等の活用による高性能林業機械の導入促進や、(協)栃木県林業サービスセンターが行う共同利用を支援するとともに、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼動に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成を促進します。

さらには、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムを構築し、現場への普及を促進します。



架線式グラップルを活用した集材作業

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材流通のグローバル化を認識し、原木丸太の優良性を基に、木材の主用途である「建築用材」をターゲットとして、特に無垢材を主体としたとちぎ材の利用促進を図る必要があります。

そのため、建築用材として、製品採用に強い影響力のある中間ユーザー（建築・プレカット・設計・流通）やエンドユーザー（消費者）のニーズ「品質性能・価格・供給量」への対応や、森林の成熟に伴い、今後更に増大する大径材の活用のため、乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び生産品目の多様化の促進に必要な人工乾燥施設や高性能製材施設、仕上加工施設など品質・付加価値（強度性能明示等）・生産効率等を高める施設整備を促進します。

さらに、製材工程で発生した木質バイオマスを人工乾燥施設の燃料として熱源（蒸気）に有効活用し、木質焚きボイラーの導入の促進などにより循環型工場の確立を目指すものとします。

また、木材産業における製品の生産拡大に繋がる施設整備に当たっては、原木を供給する川上と連携し、効果的に推進します。

今後の「製材業等」における生産基盤拡充の3原則		
高性能製材施設 (材積歩留り・スピード の向上)	乾燥施設・仕上加工施設 (品質・付加価値の向上)	熱源用木質焚きボイラー等 (木質バイオマスの利用 促進)

【当計画区の特色と方向性：大規模量産型・先進的モデル工場の育成促進】

特色	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模量産型の製材工場が集中的に立地し、スギ・ヒノキ乾燥材生産を中心とした関東中部最大規模の製材品生産地域 ・各製材工場は、高度な乾燥技術を有し、製品供給先は、製品市場の他、商社、ハウスメーカー及びビルダー等と多岐に渡り市場からの信頼性も高い ・今後の木造建築の構造設計・木材加工の中核を担うことが見込まれる大手プレカット工場が地域内及び県内外にも存在するなど、恵まれた社会的条件 ・製材工場と併設する木質バイオマス発電施設や工業・農業への熱供給を目的とした木質バイオマス利用施設が稼働するなど、森林資源フル活用（カスケード利用）の先進地
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、県内外の建築物における木造・木質化の需要の増大が期待されることから、製品市場の他、商社、ハウスメーカー及びビルダー等の様々なユーザーに対応できる生産体制整備を推進 ・製材品の強度性能等の品質を明確にするため、グレーディングマシンを導入し、機械等級区分構造用製材（JAS 製品）の生産を促進 ・木質バイオマス発電施設や熱利用施設を安定して稼働させるため、木質バイオマスの安定供給の確保

注）グレーディングマシン：生産ラインに組み込まれた製材品を破壊することなく、強度性能を測定する装置。水分（含水率）測定装置を併設するシステムが一般的

(6) その他必要な事項

ア とちぎ材の利用促進

地域の林業・木材産業の振興のためにはとちぎ材を地域で利用していくことが重要であり、平成 23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和 5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進するほか、平成 29（2017）年に制定された「栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）」に基づき、行政や林業・木材産業事業者だけでなく、県民全体で積極的な木材利用の促進を図っていくこととします。

また、持続的な森林の利用を推進するため、環境保全に配慮、かつ経済的にも継続可能な森林を認証する「森林認証制度」の普及・取得を推進します。

イ 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進します。

ウ 特用林産物の原木林の整備

本計画区の広葉樹林は、しいたけ等特用林産物の原木産地として活用・保全されてきたことから、積極的な放射性物質検査及び伐採更新等により、原発事故被害からの再生を図り、資源の循環利用が可能な森林整備を推進します。



しいたけ等特用林産物の原木用の広葉樹林

エ 山村地域の振興

山村地域においては、そこに居住する森林所有者等が森林・林業を支えてきており、このことにより、下流域の都市住民等は森林の有する多面的機能の恩恵を少なからず享受するなど、森林は山村と都市を繋ぐ共有の財産であると言えます。しかしながら、山村地域は、人口の減少・高齢化の進行や林業採算性の低下により集落機能が低下し、地域における資源管理や国土保全活動が困難になりつつあります。

一方、森林の持つ地球温暖化防止機能や生物多様性保全機能に対する社会的要請が高まっていることから、多面的機能を持続的かつ高度に発揮できる豊かな森林を造成することが重要であり、森林・林業に関わる人々が山村に定住して、林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要があります。

このため、森林施業の利便性・安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備など、住みよい山村の環境づくりを進めていきます。

また、近年、都市住民の山村に対する関心の高まりを受け、わさびなどその地域特有の資源を活用した収穫・加工体験を通じた山村と都市との交流を進めるとともに、きのこ等の特用林産物をはじめとする地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて、多様な就業機会の確保を図るなど、山村地域の振興を促進していきます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって、土砂の流出、崩壊の防止及び水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林として、地形、地質、土壤、気象等を考慮して、P62 のとおり定めます。

なお、太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要となる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置等、改正された許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解促進に配慮することとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5 (5) 林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外であって、地形、地質、土壤等の自然的条件から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生じると認められる森林とします。

なお、本計画区において特定される林分の該当はありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意すること。

イ 土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して実施地区の選定を行うこと。

ウ 土地の切取、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための縁化工、土留工等の施設の整備及び水の適切な処理のための排水施設等を設けること。

エ その他土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずること。

(4) その他必要な事項

林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林の適正管理を行い、機能の向上を図るとともに、保安林の計画的な指定拡大を推進します。

(2) 保安施設地区に関する事項

本計画区において、該当する地区はありません。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行います。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図ります。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図ります。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICT や新技術の施工現場への導入を推進します。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

本計画区において、該当する森林はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

近年、野生鳥獣による森林被害は増加傾向にあり、本計画区では那須塩原市、塩谷町等での被害が多く確認されています。

そのため、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日

付け 28 林整研第 180 号林野庁官通知) に基づき、シカ及びクマを対象鳥獣として、当該対象鳥獣による森林被害状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を対象鳥獣別に設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、植栽後は防鹿筒や防鹿柵の設置及び忌避剤の散布、成林後は獣害防止ネット等の設置など、鳥獣害防止施設等の整備等を行うこととします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

また、近年、県東地域へのニホンジカの分布拡大が確認されていることから、市町、森林組合、獣友会支部、国及び県からなる「県東地域ニホンジカ対策協議会」において情報共有を図りつつ、令和元(2019)年度に3県により設置した「福島茨城栃木連携捕獲協議会」により県境地域の生息状況調査と情報共有を行うとともに、分布拡大防止のための捕獲を行っていきます。

(2) その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

4 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。

本計画区内の令和6年度の松くい虫による被害量は、3,081m³あり、県全体の69%を占めています。本計画区内の松林面積は、6,877haあり、県全体の42%を占めています。特に、那珂川県立自然公園、八溝県立自然公園、那須街道周辺の松林は、保健・休養機能や風致景観機能等の重要な役割を果たしています。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林に区域を絞って、伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図ります。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換の推進を図ります。

ナラ枯れ被害については、全国で急激な広がりを見せている中、令和2年度には本県内でも被害が発生しています。関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図り早期発見に努めるとともに、被害発生時の防除実施体制を構築します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣とするシカ及びクマ以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域以外でのシカ及びクマによる被害対策の方針は、必要に応じて調査や巡回、情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努め、被害が確認された場合は、速やかに対策を講じます。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、林野火災の多発する冬から春にかけて、森林組合や入山者等に対し、たばこやたき火等の取扱いについて指導するなど、重点的に林野火災の予防活動に取り組みます。また、種々のイベント等において、一般県民に対し、展示等により林野火災の被害を分かりやすく伝えることで、広く林野火災予防意識の普及啓発を図ります。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従います。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事項を定めます。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能を高度に発揮させることが必要と認められる森林のうち、森林の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、択伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入や人工針葉樹林の複層林施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえながら多様な施設の整備を行うものとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めるものとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、防火体制、施設の整備並びに利用者の安全の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,510	4,310	200	3,200	3,000	200	1,310	1,310	-
前期	2,250	2,150	100	1,600	1,500	100	650	650	-
後 期	2,260	2,160	100	1,600	1,500	100	660	660	-
市	県東環境森林事務所 管 内 計	507	483	25	395	370	25	113	113
町	茂 木 町	507	483	25	395	370	25	113	113
別	県北環境森林事務所 管 内 計	3,050	2,913	137	2,191	2,054	137	859	859
内	大 田 原 市	698	671	27	435	408	27	263	263
訳	那 須 塩 原 市	604	574	30	479	449	30	126	126
	那 須 烏 山 市	376	358	17	277	259	17	99	99
	那 須 町	857	816	41	652	611	41	205	205
	那 珂 川 町	515	494	22	348	326	22	167	167
	矢板森林管理事務所 管 内 計	953	915	38	615	577	38	338	338
	矢 板 市	423	406	17	269	253	17	153	153
	さ く ら 市	120	115	5	85	79	5	36	36
	塩 谷 町	410	393	16	261	244	16	149	149

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 材積欄の 0 は、500m³未満であり、一は該当なしです。

3 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。

後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

【参考】 主伐面積

単位 ha

区分	総数	針葉樹	広葉樹
総数	7,900	6,560	1,340
前期	3,950	3,280	670
後期	3,950	3,280	670
市町別内訳	県東環境森林事務所管内計	980	810
	茂木町	980	810
	県北環境森林事務所管内計	5,420	4,500
	大田原市	1,070	890
	那須塩原市	1,180	980
	那須烏山市	690	570
	那須町	1,620	1,350
	那珂川町	860	710
	矢板森林管理事務所管内計	1,510	1,250
	矢板市	660	550
	さくら市	210	170
	塩谷町	640	530
			110

(注) 1 本表は、伐採立木材積から推計した参考値です。

2 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

3 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。
後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

【参考】 素材生産量

単位：千m³

区分	素材生産量
総 数	2,560
前 期	1,280
後 期	1,280
市	県東環境森林事務所管内計 220
町	茂木町 220
別	県北環境森林事務所管内計 1,680
内	大田原市 510
訳	那須塩原市 250
	那須烏山市 190
	那須町 400
	那珂川町 330
	矢板森林管理事務所管内計 660
	矢板市 300
	さくら市 70
	塩谷町 290

(注) 1 数値は、すべて10千m³未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても
総数に一致しない場合があります。

2 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。
後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

2 間伐面積

単位 ha

区分		間伐面積
総 数		16,210
前期		8,100
後 期		8,110
市 町 別 内 訳	県東環境森林事務所管内計	
	茂 木 町	1,390
	県北環境森林事務所管内計	
	大 田 原 市	3,250
	那 須 塩 原 市	1,550
	那 須 鳥 山 市	1,230
	那 須 町	2,530
	那 珂 川 町	2,070
	矢板森林管理事務所管内計	
	矢 板 市	1,900
	さ く ら 市	
	塩 谷 町	440
		1,840

(注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。
後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	6,300	1,600
前期	3,150	800
後期	3,150	800
市	県東環境森林事務所管内計 茂木町	780 200
町	県北環境森林事務所管内計 大田原市	4,310 220
別	那須塩原市	940 240
内	那須烏山市	540 140
内	那須町	1,280 330
内	那珂川町	680 170
訳	矢板森林管理事務所管内計 矢板市	1,210 310
訳	さくら市	530 130
訳	塩谷町	170 40
		510 130

(注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。

後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	開設総数 (24)			20,959 m	1,674 ha	7,109 m		
		県東環境森林事務所管内計			3,310 m	149 ha	1,100 m		
		茂木町	茂木町	四ツ川線	2,210 m	51 ha		1	
				土地越線	1,100 m	98 ha	○	2	
				茂木町 計	3,310 m	149 ha	1,100 m		
		県北環境森林事務所管内計			11,849 m	1,295 ha	6,009 m		
		大田原市	大田原市	加良美上塩の草線	170 m	60 ha		3	
				入山線	150 m	242 ha		4	
				田島線	160 m	122 ha		5	
				川上東山線	150 m	30 ha		6	
				前田小手谷線	209 m	200 ha	○	7	
				大田原市 計	839 m	654 ha	209 m		
		那須塩原市	那須塩原市	小巻大巻線	2,500 m	150 ha	○	8	
				那須塩原市 計	2,500 m	150 ha	2,500 m		
		那須町	那須町	脇沢線	1,300 m	33 ha		9	
				那須町 計	1,300 m	33 ha	0 m		
		那須烏山市	那須烏山市	下境線	600 m	25 ha	○	10	
				大木須線	2,700 m	100 ha	○	11	
				那須烏山市 計	3,300 m	125 ha	3,300 m		
		那珂川町	那珂川町	富山大沢線	600 m	185 ha		12	
				梅平線	500 m	63 ha		13	
				仲山沢線	350 m	26 ha		14	
				岡組岡沢線	750 m	16 ha		15	
				南沢線	500 m	10 ha		16	
				谷川沢ムジナ沢線	610 m	22 ha		17	
				枇杷佐和線	600 m	11 ha		18	
				那珂川町 計	3,910 m	333 ha	0 m		
		矢板森林管理事務所 管内計			5,800 m	230 ha	0 m		
		矢板市	矢板市	堂地・東泉線	1,200 m	85 ha		19	
				幸岡線	1,800 m	103 ha		20	
				矢板市 計	3,000 m	188 ha	0 m		
		塩谷町	塩谷町	出入線	2,800 m	42 ha		21	
				塩谷町 計	2,800 m	42 ha	0 m		

注

- 1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載しています。
- 2 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量です。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数	前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道	拡張（改良）総数			73,280	m	672	箇所	36,130 m
		県東環境森林事務所管内計			7,600	m	63	箇所	5,100 m
				高田新田並柳線	400	m	5	箇所	○
				高田新田並柳線	400	m	6	箇所	
				辰沢線	300	m	3	箇所	○
				辰沢線	200	m	2	箇所	
				小貴深沢線	100	m	2	箇所	○
				小貴深沢線	200	m	3	箇所	
				大瀬栗生線	200	m	3	箇所	
				牧野小原沢線	200	m	4	箇所	
				岩崎仮宿線	100	m	2	箇所	
				梨沢線	600	m	3	箇所	○
				梨沢線	200	m	2	箇所	
				高峰線	1,400	m	5	箇所	○
				甲寺所線	400	m	3	箇所	○
				甲寺所線	200	m	5	箇所	
				下小井戸線	200	m	2	箇所	○
				下小井戸線	300	m	1	箇所	
				馬門河井線	200	m	3	箇所	○
				馬門河井線	200	m	3	箇所	
				平沢線	100	m	1	箇所	
				持ノ倉線	300	m	1	箇所	○
				般若寺線	100	m	1	箇所	
				古内向田線	100	m	1	箇所	○
				達中線	100	m	1	箇所	
				土地越線	1,100	m	1	箇所	○
				茂木町 計	7,600	m	63	箇所	5,100 m
		県北環境森林事務所管内計			48,450	m	481	箇所	20,400 m
		大田原市		塩畠塩ノ草線	400	m	3	箇所	
				八溝縦貫線	150	m	3	箇所	○
				八溝縦貫線	500	m	5	箇所	
				小手谷線	500	m	5	箇所	
				御亭山線	300	m	3	箇所	○
				御亭山線	200	m	2	箇所	
				小手谷論手線	100	m	2	箇所	○
				砂鉢線	150	m	1	箇所	○
				加良美上線	500	m	8	箇所	○
				加良美上線	150	m	1	箇所	○
				加良美上線	200	m	2	箇所	
				日暮線	50	m	1	箇所	○
				日暮線	200	m	5	箇所	
				日暮（1）線	400	m	1	箇所	○

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数		前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道		大田原市	北滝線	400	m	1	箇所	○	
				北滝線	200	m	1	箇所		
				小手谷（1）線	100	m	1	箇所	○	
				愛吉（1）線	300	m	6	箇所	○	
				愛吉線	300	m	6	箇所		
				入山線	100	m	2	箇所	○	
				入山線	300	m	4	箇所		
				尻高田入線	200	m	1	箇所		
				田沢線	100	m	1	箇所	○	
				塚木線	100	m	2	箇所	○	
				寅助線	50	m	1	箇所	○	
				寅助線	200	m	3	箇所		
				五斗蒔線	150	m	2	箇所	○	
				田島線	200	m	1	箇所	○	
				小桧沢線	200	m	5	箇所	○	
				取上沢線	300	m	6	箇所		
				梅屋沢線	500	m	10	箇所	○	
				深谷沢線	400	m	6	箇所	○	
				中山(1)線	50	m	1	箇所	○	
				樽沢線	300	m	6	箇所	○	
				杉並線	50	m	1	箇所	○	
				巻ヶ沢線	200	m	4	箇所	○	
				巻ヶ沢線	500	m	10	箇所		
				八溝線	50	m	1	箇所	○	
				八石平線	200	m	8	箇所	○	
				前山線	100	m	2	箇所	○	
				米梨沢線	200	m	1	箇所	○	
				米梨沢線	200	m	1	箇所		
				仏沢線	400	m	1	箇所	○	
				いやや線	50	m	1	箇所	○	
				いやや線	100	m	2	箇所		
				稗畑入小滝線	50	m	1	箇所	○	
				入小滝鍛冶内線	50	m	1	箇所	○	
				鍛冶内磯上線	50	m	1	箇所	○	
				大倉入線	100	m	2	箇所	○	
				倉岡沢線	200	m	2	箇所	○	
				倉岡沢線	200	m	2	箇所		
				大倉入支線	100	m	2	箇所		
				大田原市 計	11,050	m	151	箇所	6,450 m	
	那須塩原市			大蛇尾木綿畠線	1,500	m	30	箇所	○	
				大蛇尾線	700	m	8	箇所	○	
				木綿畠線	200	m	4	箇所	○	

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道		那須塩原市	木の俣巻川線	100 m	2 箇所	○	
				木の俣巻川線	400 m	7 箇所		
				巻川線	200 m	2 箇所	○	
				那須岳線	50 m	1 箇所	○	
				那須岳線	400 m	1 箇所		
				沼代シダフ線	100 m	3 箇所	○	
				沼代シダフ線	200 m	5 箇所		
				曾倉線	500 m	5 箇所	○	
				甘湯線	50 m	1 箇所	○	
				七千山線	300 m	5 箇所	○	
				木沢支線	50 m	1 箇所	○	
				下塩原新湯線	300 m	6 箇所	○	
				木の俣線	150 m	4 箇所	○	
				木の俣線	50 m	1 箇所		
				曾倉線	300 m	4 箇所	○	
				那須塩原市 計	5,550 m	90 箇所	4,500 m	
			那須町	大沢出口線	300 m	6 箇所		
				枝木線	200 m	4 箇所	○	
				枝木線	300 m	4 箇所		
				東山線	400 m	1 箇所	○	
				黒田沢線	50 m	1 箇所	○	
				黒田沢（1）線	150 m	5 箇所		
				黒田沢（2）線	200 m	7 箇所		
				大藤線	200 m	2 箇所	○	
				大藤線	300 m	3 箇所		
				タツメ線	300 m	10 箇所	○	
				小倉線	200 m	9 箇所	○	
				深所線	200 m	4 箇所	○	
				梓線	200 m	4 箇所		
				梓（1）線	150 m	6 箇所		
				梓（3）線	150 m	6 箇所		
				入会山線	150 m	4 箇所	○	
				入会山線	400 m	13 箇所		
				入会山線（1）線	200 m	7 箇所		
				入会山線（2）線	200 m	3 箇所	○	
				川中子線	300 m	6 箇所		
				荒金沢線	300 m	3 箇所	○	
				荒金沢線	300 m	3 箇所		
				荒金沢（1）線	200 m	4 箇所		
				鈴ヶ沢線	200 m	4 箇所	○	
				小倉（1）線	300 m	7 箇所	○	
				深所梓線	100 m	1 箇所	○	

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道	那須町	那須町	沓石高瀬線	1,000 m	2 箇所	○	
				沓石高瀬線	1,000 m	1 箇所		
				那須岳線	200 m	1 箇所		
				芦野養沢線	50 m	1 箇所	○	
				遼山線	100 m	2 箇所	○	
				小袖線	50 m	1 箇所	○	
				ワッパ線	50 m	1 箇所	○	
				沢口豆沢線	200 m	2 箇所		
				米沢線	100 m	2 箇所		
				那須町 計	8,700 m	140 箇所	4,050 m	
		那須烏山市	那須烏山市	月次線	500 m	1 箇所		
				外輪沢線	50 m	1 箇所	○	
				外輪沢線	1,500 m	5 箇所		
				塚田前東入線	500 m	2 箇所		
				神長滝田線	1,700 m	5 箇所	○	
				大沢上境線	150 m	3 箇所	○	
				幕焼沢線	50 m	1 箇所	○	
				石倉大沢線	100 m	1 箇所	○	
				ハケ沢線	50 m	1 箇所	○	
				松倉線	150 m	1 箇所	○	
				与路ヶ沢線	50 m	1 箇所	○	
				寺崎線	50 m	1 箇所	○	
				滝見谷2号線	50 m	1 箇所	○	
				古内向田線	100 m	2 箇所	○	
				神長線	1,500 m	1 箇所	○	
				宇井田野倉線	50 m	1 箇所	○	
				水無沢線	1,000 m	1 箇所		
				那須烏山市 計	7,550 m	29 箇所	4,050 m	
		那珂川町	那珂川町	鶴居峠御前岩線	800 m	1 箇所		
				滝ヶ沢1号線	1,500 m	5 箇所		
				滝ヶ沢2号線	1,050 m	3 箇所		
				滝ヶ沢2号線	50 m	1 箇所	○	
				塚田前東入線	500 m	4 箇所		
				塚田前東入線	50 m	1 箇所		
				原沢青芝田線	800 m	4 箇所		
				原沢線	700 m	4 箇所		
				雁沢線	800 m	2 箇所		
				雁沢線	300 m	6 箇所	○	
				月出ヶ沢線	2,700 m	1 箇所		
				林ヶ入線	200 m	2 箇所	○	
				ウバン沢線	750 m	3 箇所		
				すくすくの森線	100 m	1 箇所		

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道		那珂川町	常円寺裏線	1,600 m	3 箇所		
				久那瀬矢又線	50 m	1 箇所	○	
				滝沢口線	50 m	1 箇所	○	
				大沢線	50 m	1 箇所	○	
				光崎大畑線	50 m	1 箇所	○	
				沼沢線	300 m	6 箇所	○	
				板ヶ沢線	50 m	1 箇所	○	
				清水線	50 m	1 箇所	○	
				向山線	50 m	1 箇所	○	
				金谷越路線	100 m	2 箇所	○	
				中津原線	50 m	1 箇所	○	
				向山支線	500 m	2 箇所		
				小工沢線	450 m	2 箇所		
				高鳥線	550 m	3 箇所		
				苗ノ沢線	550 m	2 箇所		
				細沢入線	350 m	3 箇所		
				庭渡沢線	500 m	2 箇所		
				那珂川町 計	15,600 m	71 箇所	1,350 m	
				矢板森林管理事務所管内計	17,230 m	128 箇所	10,630 m	
			矢板市	平野線	300 m	2 箇所		
				中の川線	300 m	2 箇所		
				堂地線	400 m	3 箇所		
				東泉線	400 m	2 箇所		
				湯場線	400 m	2 箇所		
				山の神線	800 m	2 箇所		
				桜久保線	800 m	5 箇所		
				寺前線	100 m	3 箇所	○	
				寺山線	200 m	4 箇所	○	
				滝線	100 m	2 箇所	○	
				枝持沢線	200 m	1 箇所		
				弥五郎坂線	200 m	2 箇所		
				赤滝線	300 m	2 箇所	○	
				赤滝線	100 m	2 箇所		
				ミツモチハ方線	800 m	2 箇所	○	
				ミツモチ線	500 m	2 箇所	○	
				大河原線	300 m	2 箇所		
				尚仁沢線	400 m	13 箇所	○	
				尚仁沢線	200 m	3 箇所		
				高原線	1,800 m	4 箇所	○	
				七尋線	500 m	2 箇所	○	
				東前高原線	200 m	2 箇所	○	
				栗の木平線	200 m	4 箇所	○	

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数		前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道		矢板市	尚仁沢天神線	100 m	2	箇所		
				ザラメキ線	100 m	2	箇所		
				生産の森線	100 m	2	箇所		
				片倉線	50 m	1	箇所	○	
				弓張線	50 m	1	箇所		
				鳴神線	50 m	1	箇所	○	
				守子線	200 m	2	箇所	○	
				曲坂線	50 m	1	箇所	○	
				蛇場線	50 m	1	箇所	○	
				天神線	50 m	1	箇所		
				防火管理道線	50 m	1	箇所		
				矢板市 計	10,350 m	83	箇所	5,500 m	
			塩谷町	西前高原線	1,500 m	5	箇所	○	
				西前高原線	850 m	8	箇所		
				西山線	500 m	1	箇所		
				後久保線	200 m	5	箇所	○	
				赤坂線	50 m	1	箇所		
				柄窪線	30 m	1	箇所	○	
				弥五郎坂線	100 m	1	箇所		
				東前高原線	2,500 m	2	箇所	○	
				黒沢線	300 m	3	箇所	○	
				守子線	200 m	2	箇所		
				船木沢線	250 m	5	箇所	○	
				西の入線	150 m	3	箇所	○	
				富沢線	100 m	3	箇所	○	
				羽谷久保線	50 m	2	箇所	○	
				山口線	50 m	2	箇所	○	
				天上沢線	50 m	1	箇所		
				塩谷町 計	6,880 m	45	箇所	5,130 m	

注

1 分区欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載しています。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（舗装）		拡張（舗装）総数			94,460	m	36,460 m	
		県東環境森林事務所管内計			3,700	m	2,500 m	
自動車道	茂木町		高峰線	1,400	m	○		
			般若寺線	300	m			
			土地越線	1,100	m	○		
			九石・鎌倉線	900	m			
			茂木町 計	3,700	m	2,500 m		
		県北環境森林事務所管内計			75,360	m	26,960 m	
大田原市	大田原市		塚木線	800	m	○		
			原沢青芝田線	500	m	○		
			原沢青芝田線	300	m			
			杉並線	300	m	○		
			北滝線	300	m	○		
			入山線	600	m	○		
			入山線	1,000	m			
			八石平線	100	m	○		
			小桧沢線	400	m	○		
			八溝線	1,100	m	○		
			寅助線	300	m			
			樽沢（1）線	800	m	○		
			樽沢（2）線	300	m	○		
			加良美上線	200	m	○		
			田島線	700	m	○		
			鍛冶内線	400	m			
			塩畑塩ノ草線	900	m			
			塩の草須佐木線	60	m	○		
			加良美上塩の草線	1,000	m	○		
			大田原市 計	10,060	m	7,160 m		
那須塩原市	那須塩原市		七千山線	200	m	○		
			百村本田線	500	m			
			花取線	2,800	m			
			巻川木綿畠線	300	m	○		
			屋敷内線	600	m	○		
			沖戸野目線	900	m			
			湯宮鷗内線	1,000	m			
			鷗内線	400	m			
			湯川線	500	m			
			深山線	1,000	m			
			刑部沢線	1,000	m			
			水汲戸線	700	m	○		
			上の原線	1,200	m	○		
			木綿畠線	200	m	○		

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張（舗装）	自動車道	那須塩原市		大蛇尾線	800	m	○	
				大蛇尾木綿畠線	300	m	○	
				木の俣線	3,500	m	○	
				巻川線	800	m	○	
				コブキ沢	300	m		
				曾倉線	1,100	m		
				上富士入の坊（支）線	200	m		
				桑久保線	200	m		
				狐久保線	500	m		
				那須塩原市 計	19,000	m	8,600 m	
	那須町	那須町		沢口線	700	m		
				大沢出口線	500	m		
				枝木線	600	m		
				湯舟線	300	m	○	
				入会山線	1,000	m		
				小倉線	200	m		
				荒金沢線	200	m	○	
				荒金沢線	800	m		
				小倉（1）線	300	m		
				御幣石線	500	m	○	
	那須烏山市	那須烏山市		田中大林線	500	m	○	
				水原七曲線	700	m		
				太田沢線	700	m		
				石住線	800	m		
				唐木田線	400	m		
				入会山梓（1）線	700	m		
				東岩崎線	300	m		
				沓石高瀬線	1,400	m		
				沢口豆沢線	2,500	m		
				東山線	700	m	○	

4 林道の開設又は拡張に関する計画 (1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張（舗装）	自動車道		那須烏山市	藤田線	400 m		
				白金線	400 m		
				小塙高瀬線	200 m		
				塙田前東入線	500 m	○	
				大沢日暮山線	500 m		
				富山大沢線	300 m	○	
				上境小木須線	300 m	○	
				小木須下境線	1,000 m	○	
				太良久保線	200 m	○	
				飛貴線	400 m		
				赤井原線	200 m	○	
				浅又和久入線	1,100 m		
				明星入線	200 m	○	
				水無沢線	1,500 m	○	
				神長線	1,500 m	○	
				幕焼沢線	400 m	○	
				宇井田野倉線	100 m	○	
				幕焼沢2号線	300 m	○	
				那須烏山市 計	12,800 m	7,900 m	
		那珂川町		塙田前東入線	500 m		
				原沢青芝田線	800 m		
				原沢線	700 m		
				雁沢線	1,200 m		
				ウバン沢線	700 m		
				沼沢線	1,000 m		
				鶴居峠御前岩線	1,000 m		
				久那瀬矢又線	1,500 m		
				新道線	400 m	○	
				月出ヶ沢線	1,500 m		
				林ヶ入線	1,000 m		
				恩田藁利線	500 m		
				庭渡沢線	300 m		
				常円寺裏線	1,500 m		
				細沢入線	1,000 m		
				葉利線	500 m		
				那珂川町 計	14,100 m	400 m	
		矢板森林管理事務所管内計			15,400 m	7,000 m	
拡張（舗装）		矢板市		塙田線	300 m	○	
				高塙線	400 m	○	
				平野線	300 m	○	
				桜久保線	500 m	○	
				滝線	1,400 m		

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張（舗装）	自動車道		矢板市	生産の森線	1,000	m	○	
				生産の森線	200	m		
				尚仁沢線	1,000	m	○	
				尚仁沢線	1,300	m		
				幸岡線	1,000	m	○	
				弥五郎坂線	1,500	m	○	
				寺山線	500	m	○	
				ミツモチハ方線	1,300	m		
				矢板市 計	10,700	m	6,500 m	
				西前高原線	700	m		
			塩谷町	オソノ沢線	500	m		
				西の入線	500	m	○	
				船木沢線	400	m		
				赤坂線	300	m		
				柄窪線	500	m		
				鳥羽線	500	m		
				後久保線	500	m		
				シナシ沢線	400	m		
				天上沢線	400	m		
				塩谷町 計	4,700	m	500 m	

注

1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載しています。

4-（2）基幹路網の現状

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	313	563	
うち林業専用道	1	2	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類		面 積	備 考	単位 ha
			うち前半5年分	
総数 (実面積)		26,595	25,088	
内 訳	水源涵養のための保安林	20,500	19,325	
	災害防備のための保安林	6,031	5,699	
	保健、風致の保存等のための保安林	1,929	1,929	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計と

総数 (実面積) は一致しません。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

区 分		総 数	水 源 か ん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	保 健 保 安 林	備 考	単位 ha
指 定	総 数	3,013	2,349	664	-	-	-	-	
	前 期	1,506	1,174	332	-	-	-	-	
	後 期	1,507	1,175	332	-	-	-	-	
解 除	総 数	0	0	0	-	-	-	-	
	前 期	0	0	0	-	-	-	-	
	後 期	-	-	-	-	-	-	-	

指定 解 除 別	種 類	森林の所在 市 町 村	面 積	指定又は解除 を必要とする 理由		備 考	単位 ha
				うち前半5年分			
指 定	総 数		3,013	1,506			
	水源かん養保安林	計	2,349	1,174			
		矢 板 市	258	129	水源の涵養に資する		
		塩 谷 町	212	106	//		
		大 田 原 市	329	164	//		
		那須塩原市	329	164	//		
		那須烏山市	258	129	//		
		那 須 町	611	305	//		
		茂 木 町	117	59	//		
		那珂川町	235	118	//		
解 除	土砂流出防備保安林	計	664	332			
		矢 板 市	73	37	土砂流出の防備に資する		
		塩 谷 町	60	30	//		
		大 田 原 市	93	46	//		
		那須塩原市	93	46	//		
		那須烏山市	73	37	//		
		那 須 町	173	86	//		
		茂 木 町	33	17	//		
		那珂川町	66	33	//		
	総 数		0	0			
解 除	水源かん養保安林	計	0	0			
		大 田 原 市	0	0	道路用地		
	土砂流出防備保安林	計	0	0			
		那珂川町	0	0	道路用地		

(注) 1 面積欄の〇は、0.5 ha 未満であり、ーは該当なしです。

2 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。

後期は令和13(2031)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までです。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

本計画区において該当はありません

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

本計画区において該当はありません

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業実行地区数	うち前半5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
矢板市	泉	3	1	渓間工、山腹工	
	矢板	2	-	山腹工	
	野崎	1	1	山腹工	
	計	6	2		
塩谷町	玉生	6	2	渓間工、山腹工	
	船生	1	-	渓間工	
	計	7	2		
さくら市	上江川	1	-	山腹工	
	喜連川	1	-	山腹工	
	計	2	-		
大田原市	大田原	1	1	山腹工	
	佐久山	2	1	渓間工、山腹工	
	黒羽	7	4	渓間工、山腹工	
	両郷	5	3	渓間工、山腹工	
	須賀川	12	6	渓間工、山腹工	
	計	27	15		
那須塩原市	高林	4	1	渓間工、山腹工	
	鍋掛	1	1	山腹工	
	塩原	2	-	渓間工、山腹工	
	筍根	1	1	渓間工	
	計	8	3		
那須烏山市	荒川	2	1	渓間工、山腹工	
	下江川	2	-	渓間工、山腹工	
	烏山	1	1	山腹工	
	向田	1	1	山腹工	
	七合	1	1	山腹工	
	境	5	3	渓間工、山腹工	
	計	12	7		
那須町	那須	4	2	渓間工、山腹工	
	芦野	4	2	渓間工、山腹工	
	伊王野	9	5	渓間工、山腹工	
	計	17	9		
那珂川町	小川	1	-	山腹工	
	大山田	3	1	渓間工、山腹工	
	馬頭	5	4	渓間工、山腹工	
	武茂	2	1	渓間工、山腹工	
	大内	3	3	渓間工、山腹工	
	計	14	9		
茂木町	茂木	2	1	渓間工、山腹工	
	逆川	3	1	渓間工	
	中川	1	1	山腹工	
	須藤	1	-	渓間工	
	計	7	3		
合 計		100	50		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

本計画において、該当する森林はありません。

7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 ha

所 在		面 積	留意すべき事 項	備 考
市 町 村	旧 町 村			
総 数		21,917	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとします。	
県東環境森林事務所管 内 計		1,903		
茂 木 町	計	1,903		
	茂 木	1,7,12,15,21~23,27,29~30,32~35,41~42	168	
	逆 川	1~2,9~16,18,20~34,37~40,42~47,54	1,609	
	中 川	1~2,4,9,12,14,18,21~22,24~26,28~29	100	
	須 藤	1,4,9,11,14,16~20,24~26,28	26	
県北環境森林事務所管 内 計		14,950		
大 田 原 市	計	3,919		
	大 田 原	1,3	1	
	金 田	2,10,29	6	
	佐 久 山	4,15~16,18	30	
	黒 羽	1,3~9,13~16,18~21,23~27,29~44,46~48,51~52,56~59	1,279	
	両 郷	1~3,9,13~19,21~24,27~34,37~41	1,046	
	須 賀 川	1~4,6,9~11,16,19~28,30~31,34,36~37,39~45,50~55,59~60,61,66,68,72,74~76	1,557	
那 須 塩 原 市	計	4,615		
	黒 磯	6	4	
	鍋 掛	22	0	
	高 林	3,18~41,45~46,52~71,73,75,81,93~110	3,840	
	塩 原	1,4~17	106	
籌 根		1~2,5~18,36,38~39	665	

単位 ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村	旧町村			
那須烏山市	計	833	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとします。	
	荒 川	2~3,15~16,18~19,22~23,27,31~32,34~35	73	
	下 江 川	2~3,5,7,11,17,21,26,36,40	74	
	烏 山	1,3	2	
	向 田	1~3,5~7,9~10,12	27	
	境	1~16,20~27,29,31,33,35~38,41~42,44~45,48~49,52~55,57,59~60,63,66,69,72,74,77,79~80	507	
那須町	七 合	1~2,11,15~19	150	
	計	2,412		
	那 須	1,3~4,9~11,17~22,29,37,49~50,74,89,91,106,111	514	
	芦 野	8,22,27,30~32,35~36	196	
那珂川町	伊王野	1,4,14~15,18~21,26~53,55	1,702	
	計	3,172		
	馬 頭	1,3,7~8,10,14,17~19,23~24,26~27,30~41,44~47	555	
	武 茂	2~3,7~25	625	
	大 内	1~5,7~8,11~13,15~16,27,30,35~45	568	
	大 山 田	3~4,9~21,24~30,33~56,59~60	1,382	
矢板森林管理事務所 管 内 計	小 川	6,16,20~21,23~24,34,38~39	41	
			5,064	
矢板市	計	2,208		
	矢 板	5,9,12,15,16,20,23,31	47	
	野 崎	6~7	5	
	泉	3~8,12~15,17~18,23,25~30,32,41~62	2,154	
	片 岡	23~24	3	

所 在			面 積	留意すべき 事 項	備 考			
市 町 村	林 班							
	旧町村	林 班						
さくら市	計		36	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとします。				
	氏家	7	1					
	喜連川	1,4,8~15,27,29,31,36,39	35					
	熱田	2	1					
	上江川	13	3					
塩谷町	計		2,819					
	玉生	1~4,8,10~28,33~35,45~54	1,568					
	船生	1~4,6,8~13,15~31,34,37~38,47	1,182					
	大宮	2,7,9~11	68					

(注) 1 面積の「0」は、0.5ha未満を示しています。

2 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

第7 その他必要な事項

1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等

単位 ha

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	矢板市	泉	3~8,13~15,18,23,25~30,42~62	1,398	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		矢板	20	22			
	塩谷町	玉生	1~4,8,10,12,16~18,22,33~35,46~53	790			
		船生	9,15~31,37	728			
		大宮	7,9,10,11	67			
	大田原市	黒羽	4,5,7,8,9,13~16,18,19,23~27,31,32,34~44,46,48,50~53,59	1,225			
		須賀川	1~3,9,19~26,30,31,34,40~42,44,50~55,59,60,61,66,74~76	906			
		両郷	13~19,21~24,27~34,37~41	1,014			
	那須塩原市	高林	18,19,27~30,32~41,52~61,73,75,93,98,99,105,106	1,457			
		筈根	2,8,9,14~17	338			
	那須町	芦野	27,30~32,35,36	190			
		伊王野	20,21,26~53,55	1,590			
	茂木町	逆川	9~16,18,20~28,30,32~34,38,40,42~47	1,034			
		茂木	21~23,27,30,33	101			
		中川	26,29	17			
	那珂川町	大内	1~4,15,16,38~45	442			
		大山田	9~21,24~29,33~53,54,59,60	1,273			
		馬頭	26,27,31~41	406			
		武茂	14	7			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	矢板市	泉	5~7,17,25,26,28,29,54	54			
	塩谷町	玉生	11,18,19,33,54	66			
		船生	29	0			
	大田原市	黒羽	13	0			
		須賀川	26	1			
		両郷	28	2			
	那須塩原市	高林	19,29,31,33,34	59			
		筈根	8	3			
	那須町	那須	4	0			
		伊王野	28,32	10			
	茂木町	逆川	9~12,29,30,32,33	173			
	那珂川町	大山田	3,19,37,38,40,45,51,53	10			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地	矢板市	泉	29	0			
	茂木町	逆川	30,32,33	3			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立公園 第2種特別地域	茂木町	逆川	31,32	10			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立公園 第3種特別地域	茂木町	逆川	29	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	那須町	那須	18	3			
水源かん養保安林 干害防備保安林	茂木町	逆川	44	1			
水源かん養保安林 保健保安林	矢板市	泉	53,56~58,61,62	89			
	塩谷町	玉生	52	15			
	那須塩原市	高林	93,98~100,102	105			
	那珂川町	大内	42	41			
		馬頭	38,39	1			

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園 第2種特別地域 県立公園 第3種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	10	0			
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園 第3種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	11	1			
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園 第3種特別地区	那須塩原市	高林	107~110	161	制限林の区別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
水源かん養保安林 保健保安林 自然環境保全地域特別地区	矢板市	泉	42,48,49,52	107			
	那須塩原市	高林	93~98,100~104	684			
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区	矢板市	泉	51,53,56~58,61,62	109			
水源かん養保安林 砂防指定地	矢板市	泉	23,26,28,29	11			
	塩谷町	玉生	16,18	5			
		船生	17,18,20~22,29,30	7			
	大田原市	黒羽	16,35,38,39,43,44	10			
		須賀川	1,9,59,61	5			
		両郷	15~17,28,31,32	9			
	那珂川町	大内	38,39	0			
		大山田	16,19,35,38,40,48,50,52	9			
		馬頭	31,36,39,40,41	6			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	那須塩原市	高林	41,53,54	5			
		筈根	8	1			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	那須町	伊王野	21,27~29,32	9			
	茂木町	逆川	21,23,30,32,34,38,45,46	19			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	茂木町	逆川	30,31	2			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	那須町	那須	19	1			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	那須塩原市	高林	20~23	73			
水源かん養保安林 国立公園 第2種特別地域	那須町	那須	18,19	314			
水源かん養保安林 国立公園 第3種特別地域	矢板市	泉	41	201			
	那須塩原市	高林	19~27,62~64,106~108	777			
水源かん養保安林 県立公園 第2種特別地域	茂木町	逆川	30~32,43	179			
水源かん養保安林 県立公園 第3種特別地域	大田原市	須賀川	10,25	3			
水源かん養保安林 県立公園 第3種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	10,11	90			
水源かん養保安林 自然環境保全地域特別地区	那須塩原市	高林	93,98	16			
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	11	18			
土砂流出防備保安林	矢板市	矢板	5,9,12,16,23,31	21			
		泉	6~8,12~15,18,25,28~30,32	181			
		片岡	23,24	3			

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	さくら市	氏家	7	1			制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。
		喜連川	1,4,8~15,27,29,31,36,39	32			
		熟田	2	1			
		上江川	13	3			
	塩谷町	玉生	3,8,10~15,18~21,23~28,34,35	674			
		船生	1,2,3,4,6,8~13,16,24,26~29,34,37,38,47	446			
		大宮	2	1			
	大田原市	大田原	1	0			
		金田	2,29	4			
		佐久山	15,16,18	25			
		黒羽	3~6,9,21,27,29,30,32,33,38,39,43,47,52,56,57,58	36			
		両郷	1,9,15~17,28	18			
	須賀川		4,16,25,27,28,36,37,39,40,43~45,51,60,68,72,75,76	151			
		黒磯	6	4			
		鍋掛	22	0			
		高林	18,19,28~32,68~71,81	167			
	那須塩原市	塩原	6~13,15,17	50			
		筍根	1,2,5~8,10~14,18,36	297			
		那須	1,3,4,9~11,17,29,49,50,74,89,91,106,111	66			
		芦野	8,22,27,31	6			
	那須町	伊王野	1,4,18~21,28,29,31,32,36,42	89			
		茂木	1,7,15,29,30,32,33,35,42	44			
		逆川	1,2,9~12,18,20,25,30,32~34,37,39,54	178			
		中川	2,4,9,12,14,18,21,22,24,25,28,29	75			
	那須烏山市	須藤	1,4,9,11,16~20,24~26,28	26			
		荒川	2,3,15,16,18,19,22,23,27,31,32,34,35	73			
		下江川	2,3,7,11,17,21,26,36,40	47			
		烏山	1	1			
		向田	1~3,5~7,9,10,12	26			
	境		1~15,20~27,29,31,33,41,42,44,45,48,49,52~55,57,59,60,63,66,69,72,77,79,80	424			
		七合	1,2,11,15~19	118			
	那珂川町	馬頭	1,3,7,8,10,14,17,24,26,27,30,34~36,40,41,44~46	75			
		武茂	2,3,7~25	604			
		大内	2,3,5,7,8,11~13,36~38,40,43~45	70			
		大山田	3,4,19,21,28~30,37~42,44,53,55,56	87			
		小川	6,16,21,23,34,38,39	26			
土砂流出防備保安林	さくら市	喜連川	8	0			
土砂崩壊防備保安林	大田原市	佐久山	15	0			
土砂流出防備保安林	那珂川町	大内	35	3			
土砂流出防備保安林	那須塩原市	塩原	13	1			
土砂崩壊防備保安林							
砂防指定地							
国立公園 第2種特別地域							

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	那珂川町	小川	20,24	11			
土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	那珂川町	馬頭	47	6			
県立公園 第3種特別地域							
土砂流出防備保安林 保健保安林	矢板市	矢板	16	4			
	那須烏山市	下江川	3	4			
	那珂川町	武茂	21	1			
		大内	42	1			
土砂流出防備保安林 砂防指定地	矢板市	泉	6,14,15	1			
	さくら市	喜連川	8	0			
	塩谷町	玉生	3,15,18~20,26	15			
		船生	11,29	1			
	大田原市	黒羽	39	0			
		須賀川	44	1			
	那須塩原市	塩原	7,8,10	2			
		筈根	6,7,10,12,13,36	3			
	那須町	那須	9,89	5			
		伊王野	29,31	0			
	茂木町	逆川	38	0			
	那須烏山市	境	1~6,9,11~14,27,49,53,60,63,72,74,	20			
		七合	15	6			
	那珂川	馬頭	23,40,41	2			
		武茂	7~13,15~17,20	13			
		大内	8,36	0			
		大山田	38	0			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	那須烏山市	境	1,14,38	2			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	那須塩原市	塩原	4,13,14	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	那須塩原市	高林	65,68	0			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	那須塩原市	高林	67	0			
		塩原	1,4~6,13~16	49			
	那須町	那須	18,19,21,22	88			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	那須町	那須	20	30			
土砂流出防備保安林 国立公園 第3種特別地域	矢板市	泉	17	2			
	那須塩原市	高林	65~68	336			
土砂流出防備保安林 県立公園 第2種特別地域	大田原市	両郷	2	1			
	茂木町	逆川	30,31	9			
		中川	1	4			
	那須烏山市	鳥山	3	1			
		向田	3	0			
		境	1,14~16,35~38	56			
	七合	1,16,18		22			
	那珂川町	馬頭	19	2			
土砂流出防備保安林 県立公園 第2種特別地域 県立公園 第3種特別地域	大田原市	黒羽	1	0			
		両郷	2	1			
	那珂川町	馬頭	19	10			

制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 県立公園 第3種特別地域	大田原市	黒羽	1	1			
		両郷	2,3	1			
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区	那須町	伊王野	14,15	6			
	大田原市	須賀川	36	1			
土砂流出防備保安林 都市計画風致地区	大田原市	大田原	3	1			
土砂崩壊防備保安林	矢板市	野崎	6,7	5			
	さくら市	喜連川	8	3			
	大田原市	佐久山	4,15	5			
	那須町	伊王野	20	0			
		那須	37	1			
	茂木町	茂木	12	0			
		逆川	1	0			
		中川	28	1			
		須藤	14,16	1			
	那須烏山市	境	55	3			
		向田	6	1			
	那珂川町	馬頭	3,18	2			
		大内	27,35,39,40	3			
		大山田	14,18	3			
土砂崩壊防備保安林 国立公園 第2種特別地域	那須町	那須	21	0			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地	那珂川	大山田	18	1			
防風保安林	那須塩原市	筍根	38,39	19			
防風保安林	那須町	那須	91	4			
水害防備保安林	塩谷町	玉生	45	1			
	大田原市	金田	10	2			
水害防備保安林	那須塩原市	黒羽	33	0			
	那須塩原市	高林	3,45,46	6			
		筍根	18	1			
	茂木町	茂木	41	1			
		中川	22,28	3			
水害防備保安林 砂防指定地	那須烏山市	七合	19	4			
	塩谷町	玉生	45	2			
	那須塩原市	高林	45	1			
水害防備保安林 県立公園 第2種特別地域		筍根	18,36	4			
	那須烏山市	境	16	1			
干害防備保安林	那須烏山市	下江川	5	0			
	茂木町	茂木	32~34	20			
	那珂川町	馬頭	18	3			
		大内	30	6			
干害防備保安林 砂防指定地	茂木町	茂木	32	1			
	那須烏山市	下江川	5	22			
干害防備保安林 保健保安林	那須烏山市	馬頭	47	27			
	那珂川町	小川	20,24	3			
干害防備保安林 保健保安林 県立公園 第3種特別地域	那珂川町	馬頭	47	16			
保健保安林	矢板市	矢板	16	1			
		泉	15	4			
	大田原市	黒羽	59	2			
	那須烏山市	下江川	3	2			
	那珂川町	馬頭	38,39	8			
		大内	42	1			

制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。
具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。

区域の詳細について
は、森林簿
及び森林計
画図を参照のこ
と。

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
保健保安林 県立公園 第2種特別地域 県立公園 第3種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	10	2			
保健保安林 県立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	10	4			
保健保安林 県立公園 第3種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	10	2			
砂防指定地	矢板市	泉	8~11,14,16~19,21~25,29	25			
	塩谷町	玉生	6,8,10,18,23~27,29,30,33,34,38,45	22			
		船生	5,8,9,12,13,17,21~23,29~33,37,39,42	27			
	さくら市	喜連川	8	1			
	大田原市	黒羽	17,35,37~39,43,44,53,55,56	20			
		須賀川	2,3,33,34,36,44~48,58,60~63	18			
		佐久山	16,17	2			
	両郷		1,17,20,25,32,35~37	17			
	那須塩原市	高林	3~7,14,30,42,45,48,73	13			
		塩原	6~8,10~13,17	20			
		筍根	2~6,10,13,17,18,20,36	49			
	那須町	那須	68,81,82,88~90	28			
		芦野	1,30,31,33,34,42	14			
		伊王野	21,23,26,27,29,31,54	6			
	茂木町	茂木	2,3,8,15,20,22,35,36	3			
		逆川	10,14,15,18,21~23,32~35,38,39,42,43,45,46,48	65			
		中川	2,7,12,15~19,31	8			
		須藤	28	8			
	那須烏山市	荒川	20,26,32	3			
		境	1~6,9~14,19,23~29,38,39~41,43,47,49~54,56,57,59~63,67~69,72~74,77,79	78			
		下江川	15	3			
		七合	6,12,15,19	5			
	那珂川町	馬頭	20,22~24,27,29~31,36,39,40,44	29			
		武茂	4~8,10~17	23			
		大内	5,6,8,13,18,21,23,24,26,29,30,32~37	38			
		大山田	18,31~34,50~52	6			
砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	那須烏山市	烏山	3	1			
		境	1,15,16,38	7			
	茂木町	逆川	31	0			
		中川	30,31	1			
砂防指定地 県立公園 第3種特別地域	大田原市	両郷	2	1			
	那須町	芦野	44	0			
砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	那須塩原市	塩原	1~6,13,14	17			
	那須町	那須	21,22	3			
砂防指定地 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	那須塩原市	塩原	4,5	2			
砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	那須塩原市	高林	7,13	0			
砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区	大田原市	須賀川	36	0			
国立公園 第1種特別地域	那須塩原市	筍根	14	1			

制限林の
区分別の施
業の方法
は、表末に
あります。
具体的な
施業方法に
ついては、
森林簿及び
森林計画図
を参照のこ
と。

制限林の種類	森林の所在			面積	施行方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
国立公園 第2種特別地域	那須塩原市	塩原	1~6,13~17	338			
	那須町	那須	19,21~23,27,29~32,35,36,60	556			
国立公園 第2種特別地域	那須塩原市	塩原	5,16	8			
国立公園 第3種特別地域	那須町	那須	20,60	172			
国立公園 第2種特別地域	那須町	那須	20,60	172			
鳥獣保護区特別保護地区	矢板市	泉	17	1			
国立公園 第3種特別地域	那須塩原市	高林	7~10,13,43~47,65,68,69	114			
		塩原	5,16	37			
	那須町	那須	4,7,26~29	23			
国立公園 第3種特別地域	大田原市	川西	8	1			
県立公園 第3種特別地域	大田原市	両郷	2	3			
		須賀川	10,37	5			
県立公園 第2種特別地域	那須町	伊王野	15	1			
	茂木町	茂木	10	1			
		逆川	30~32,43	86			
		中川	1~4,29~31,33	210			
		須藤	11,18,19	33			
	那須烏山市	烏山	2,3	76			
		向田	3	10			
		境	1,14~17,28,31~40	373			
		七合	1,16,18	13			
	那珂川町	馬頭	9,17,19	20			
県立公園 第2種特別地域	大田原市	黒羽	1,2	17			
県立公園 第3種特別地域		須賀川	10	13			
		両郷	2	3			
	那珂川町	馬頭	19	11			
県立公園 第2種特別地域	大田原市	須賀川	10	2			
県立公園 第3種特別地域	大田原市	湯津上	2,3	1			
		黒羽	1~3	47			
県立公園 第3種特別地域	大田原市	川西	8,14	54			
		両郷	1~4	82			
		須賀川	10	2			
	那須町	芦野	44~46	164			
		伊王野	10,11,13~15	132			
	那珂川町	馬頭	20,47	19			
県立公園 第3種特別地域	大田原市	両郷	2	0			
砂防指定地	大田原市	須賀川	10~12	15			
県立公園 第3種特別地域	大田原市	須賀川	12,13,35,36	120			
鳥獣保護区特別保護地区	那須町	那須	60	5			
都市計画風致地区	大田原市	大田原	3	10			
文化財保護法による史跡名勝	さくら市	熟田	4	3			
天然記念物に係る指定地域等	那須烏山市	荒川	7,8,33	10			

(注) 1 面積欄の「0」は、0.5ha未満を示しています。

2 面積は、単位未満を四捨五入しています。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

制限林の
区分別の施
業の方法
は、表末に
あります。
具体的な
施業方法に
ついては、
森林簿及び
森林計画図
を参照のこ
と。

2 制限林の区別の施業方法

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 33 条第 1 項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）第 4 条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行います。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 2 日付け 34 林野指第 6417 号）に基づいて行います。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成 15 年 3 月 18 日条例第 5 号）に基づいて行います。
鳥獣保護特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日付け 38 林野計第 1043 号）に基づいて行います。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 5 号）第 15 条の定めるところによるものとします。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 125 条の定めるところによるものとします。
都市計画法による風致地区	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 58 条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年 12 月 26 日政令第 317 号）第 3 条の定めるところによるものとします。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(1) 高度公益機能森林の区域

単位：ha

市町村	区 域（林班）	面積	保全目的
矢板市	泉46、48、50	3	水源涵養機能
那須塩原市	黒磯5～7	47	観光地、景勝地としての風致機能
那須町	那須32、33、35～38	32	観光地、景勝地としての風致機能
那須烏山市	下江川5、6 烏山1 境34	24	都市周辺における保健・休養機能 干害防備機能
那珂川町	馬頭18、19、47	19	都市周辺における保健・休養機能 土砂の崩壊防備機能
地区計		125	

(2) 被害拡大防止森林の区域

単位：ha

市町村	区 域（林班）	面積
矢板市	泉7	1
那須塩原市	黒磯4～6、8 鍋掛15、17～19、23～27、29、30	135
那須町	那須30、33、34、39～43、56	46
茂木町		0
那須烏山市	烏山1～2 向田11、12 下江川5、6、17、18	50
那珂川町	馬頭16～20	91
地区計		323

(3) 参考

高度公益機能森林

保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林では当該機能を確保することが困難な特定森林（森林病害虫等防除法 第2条第4項）

被害拡大防止森林

松くい虫等の被害対策を行わなければ、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大する特定森林（森林病害虫等防除法 第2条第5項）

（注） 1 令和7(2025)年3月31日現在の数値です。

参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	
総 数	233, 141	132, 073	40, 982	1, 270	89, 821 57%
県東環境森林事務所管内 計	17, 269	11, 074	-	-	11, 074 64%
茂木町	17, 269	11, 074	-	-	11, 074 64%
県北環境森林事務所管内 計	168, 657	97, 522	34, 801	1, 235	61, 486 58%
大田原市	35, 436	15, 241	3, 024	-	12, 217 43%
那須塩原市	59, 274	38, 303	24, 857	10	13, 436 65%
那須烏山市	17, 435	8, 084	321	-	7, 763 46%
那須町	37, 234	23, 633	4, 106	1, 223	18, 304 63%
那珂川町	19, 278	12, 261	2, 493	2	9, 766 64%
矢板森林管理事務所管内 計	47, 215	23, 477	6, 181	35	17, 261 50%
矢板市	17, 046	9, 724	2, 154	6	7, 564 57%
さくら市	12, 563	2, 403	-	26	2, 377 19%
塩谷町	17, 606	11, 350	4, 027	3	7, 320 64%

(注) 1 区域面積は、「国土地理院」が公表した数値（令和7（2025）年1月1日現在の速報値）です。

2 林野庁の国有林面積は、「那珂川国有林の地域別の森林計画書」（令和7年度樹立）を引用し、林野庁外の

国有林は令和7年3月31日現在の数値です。民有林面積は令和8（2026）年3月31日現在の数値です。

3 数値は、単位未満を四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

(2) 土地利用の現況

単位 百ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総数	2,331	1,319	487	363	124	526	128
県東環境森林事務所管内 計	173	111	25	12	13	37	5
茂木町	173	111	25	12	13	37	5
県北環境森林事務所管内 計	1,687	975	348	252	96	364	96
大田原市	354	152	114	102	13	88	24
那須塩原市	593	383	103	66	38	106	37
那須烏山市	174	81	40	26	14	54	10
那須町	372	236	61	39	22	75	19
那珂川町	193	123	30	19	11	40	6
矢板森林管理事務所管内 計	472	233	114	99	15	125	27
矢板市	170	97	33	27	6	41	10
さくら市	126	24	54	49	5	48	13
塩谷町	176	112	27	24	3	37	5

(注) 1 総数、農地及び宅地は、「栃木県統計年鑑」(令和4年度版)の数値です。森林面積は、

国有林は、令和2年3月31日現在の数値であり、民有林は令和8(2026)年3月31日

現在の数値です。

2 数値は、単位未満を四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

3 0 は、50ha 未満を示しています。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積: ha, 材積・成長量: m³

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級			6齢級			7齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			89,821	22,334,426	114,208	896			926	3,898	452	529	23,657	3,265	768	53,052	3,867	839	87,259	4,412	1,553	210,233	6,659	1,300	222,559	5,000	
立木地	総数	総数	87,938	22,334,426	114,208	896			926	3,898	452	529	23,657	3,265	768	53,052	3,867	839	87,259	4,412	1,553	210,233	6,659	1,300	222,559	5,000	
		針	50,518	17,403,054	97,168	799			745			227	11,798	2,465	235	24,488	2,269	372	53,998	3,090	741	138,176	4,834	944	186,540	4,346	
		広	37,420	4,931,372	17,040	97			181	3,898	452	301	11,859	800	533	28,564	1,598	468	33,261	1,322	811	72,057	1,825	355	36,019	654	
	人林	総数	48,072	16,038,487	99,053	874			907	3,696	426	519	23,378	3,241	709	50,239	3,712	699	77,706	4,008	990	159,911	5,333	1,118	203,919	4,640	
		針	46,126	15,914,499	94,513	785			736			227	11,797	2,465	235	24,488	2,269	370	53,834	3,084	738	137,530	4,810	941	185,795	4,331	
		広	1,945	123,988	4,539	89			172	3,696	426	291	11,581	776	474	25,751	1,443	329	23,872	924	252	22,381	523	177	18,124	309	
	育成單層林	総数	45,825	15,267,606	94,094	858			895	3,663	424	462	20,777	3,046	699	49,601	3,665	681	75,990	3,943	950	154,378	5,168	1,081	197,434	4,518	
		針	43,985	15,150,001	89,755	774			724			221	11,422	2,392	232	24,170	2,232	365	53,096	3,047	712	133,235	4,667	912	180,149	4,222	
		広	1,840	117,605	4,338	85			170	3,663	424	240	9,355	654	468	25,431	1,433	316	22,894	896	238	21,143	501	169	17,285	296	
	育成複層林	総数	2,247	770,881	4,959	16			13	33	2	57	2,601	195	10	638	47	19	1,716	65	40	5,533	165	38	6,485	122	
		針	2,142	764,498	4,758	11			11			6	375	73	4	318	37	6	738	37	25	4,295	143	29	5,646	109	
		広	105	6,383	201	4			1	33	2	51	2,226	122	7	320	10	13	978	28	14	1,238	22	8	839	13	
	天然林	総数	439	58,989	401				1	26	5	1	25	2	55	2,561	145	3	201	9	1	93	2	2	213	6	
		針	15	5,103	17																						
		広	423	53,886	384				1	26	5	1	25	2	55	2,561	145	3	201	9	1	93	2	2	213	6	
	育成單層林	総数	373	47,879	356				1	26	5	1	25	2	55	2,561	145	3	201	9				2	213	6	
		針	6	1,760	5																						
		広	367	46,119	351				1	26	5	1	25	2	55	2,561	145	3	201	9				2	213	6	
	育成複層林	総数	65	11,110	45																1	93	2				
		針	9	3,343	12																						
		広	56	7,767	33																1	93	2				
	天然生林	総数	39,428	6,236,950	14,754	22			18	176	21	9	254	22	4	252	10	137	9,352	395	562	50,229	1,324	179	18,427	354	
		針	4,377	1,483,452	2,638	14			10			0	1					1	164	6	3	646	24	4	745	15	
		広	35,052	4,753,498	12,116	8			8	176	21	9	253	22	4	252	10	136	9,188	389	558	49,583	1,300	176	17,682	339	
竹林			413																								
無立木地			1,470																								

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値である。

区分			8齡級			9齡級			10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総 数			2,247	412,850	6,164	3,917	844,749	10,309	4,889	1,233,743	14,113	4,555	1,235,737	10,077	10,011	2,752,816	15,880	17,145	4,641,180	20,075	14,893	3,851,844	8,136	
立木地	総数	総数	2,247	412,850	6,164	3,917	844,749	10,309	4,889	1,233,743	14,113	4,555	1,235,737	10,077	10,011	2,752,816	15,880	17,145	4,641,180	20,075	14,893	3,851,844	8,136	
		針	1,583	338,729	5,454	2,989	733,163	9,245	3,617	1,069,688	12,731	3,198	1,056,689	9,494	6,291	2,245,920	14,294	9,269	3,544,269	16,205	6,641	2,690,799	7,162	
		広	663	74,121	710	928	111,586	1,065	1,272	164,055	1,382	1,356	179,048	583	3,721	506,896	1,586	7,875	1,096,911	3,870	8,252	1,161,045	974	
	人育成单層林	総数	1,664	346,320	5,495	2,967	723,576	9,073	3,612	1,067,582	12,704	3,146	1,041,390	9,359	6,186	2,214,125	14,038	9,072	3,481,214	15,855	5,969	2,476,293	6,422	
		針	1,573	336,283	5,405	2,948	721,398	9,054	3,605	1,066,796	12,701	3,138	1,040,351	9,355	6,177	2,213,103	14,032	9,058	3,479,414	15,846	5,963	2,475,455	6,417	
		広	90	10,037	90	19	2,178	19	7	786	3	8	1,039	4	8	1,022	6	14	1,800	9	6	838	5	
	人工林	総数	1,578	328,983	5,212	2,822	686,777	8,618	3,401	1,005,234	11,885	3,000	992,258	8,867	5,868	2,096,975	13,161	8,682	3,333,529	15,090	5,649	2,343,797	5,968	
		針	1,490	319,274	5,124	2,803	684,609	8,599	3,394	1,004,448	11,882	2,992	991,219	8,863	5,860	2,095,953	13,155	8,669	3,331,771	15,081	5,645	2,343,328	5,965	
		広	87	9,709	88	19	2,168	19	7	786	3	8	1,039	4	8	1,022	6	14	1,758	9	4	469	3	
	育成複層林	総数	86	17,337	283	145	36,799	455	211	62,348	819	146	49,132	492	317	117,150	877	390	147,685	765	320	132,496	455	
		針	83	17,009	281	145	36,789	455	211	62,348	819	146	49,132	492	317	117,150	877	390	147,643	765	318	132,127	453	
		広	3	328	2	0	10												0	42		3	369	2
	天然林	総数	4	535	6	15	1,855	20	29	3,849	37	22	2,996	13	80	11,261	55	116	16,995	72	58	8,719	20	
		針	0	66	1				0	28					0	134	1	2	596	4	1	396	2	
		広	4	469	5	15	1,855	20	29	3,821	37	22	2,996	13	80	11,127	54	114	16,399	68	57	8,323	18	
	育成单層林	総数	4	469	5	14	1,726	20	17	2,295	22	21	2,884	13	75	10,528	52	95	13,940	62	45	6,659	15	
		針							0	28									2	533	4	0	137	1
		広	4	469	5	14	1,726	20	17	2,267	22	21	2,884	13	75	10,528	52	93	13,407	58	45	6,522	14	
	育成複層林	総数	0	66	1	1	129		12	1,554	15	1	112		5	733	3	21	3,055	10	13	2,060	5	
		針	0	66	1										0	134	1	0	63		1	259	1	
		広				1	129		12	1,554	15	1	112		4	599	2	21	2,992	10	12	1,801	4	
	天然生林	総数	579	65,995	663	935	119,318	1,217	1,248	162,312	1,372	1,387	191,351	705	3,746	527,430	1,787	7,957	1,142,971	4,148	8,866	1,366,832	1,694	
		針	10	2,380	48	41	11,765	191	11	2,864	30	61	16,338	139	113	32,683	261	209	64,259	355	678	214,948	743	
		広	569	63,615	615	894	107,553	1,026	1,236	159,448	1,342	1,326	175,013	566	3,633	494,747	1,526	7,748	1,078,712	3,793	8,189	1,151,884	951	
竹林																								
無立木地																								

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値である。

単位 面積 : ha, 材積・成長量 : m³

区分			15齡級			16齡級			17齡級			18齡級			19齡級			20齡級			21齡級以上		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			10,057	2,805,948	3,810	4,033	1,104,752	1,012	2,548	764,595	488	1,616	518,140	253	1,154	396,419	84	824	284,038	46	3,240	886,957	105
立木地	総数	総数	10,057	2,805,948	3,810	4,033	1,104,752	1,012	2,548	764,595	488	1,616	518,140	253	1,154	396,419	84	824	284,038	46	3,240	886,957	105
		針	5,066	2,114,923	3,633	2,103	840,848	972	1,597	631,961	486	1,144	454,946	253	841	353,940	84	591	250,772	46	1,523	661,407	105
		広	4,991	691,025	177	1,930	263,904	40	951	132,634	2	472	63,194		312	42,479		233	33,266		1,717	225,550	0
	人	総数	4,287	1,861,498	3,355	1,359	593,557	736	986	429,903	297	715	313,186	141	649	288,344	78	462	206,118	40	1,182	476,532	99
		針	4,285	1,861,232	3,354	1,357	593,337	735	986	429,882	297	715	313,137	141	649	288,344	78	462	206,118	40	1,179	476,205	99
		広	2	266	1	2	220	1	0	21		0	49								3	327	0
	人工林	総数	4,094	1,781,071	3,166	1,306	571,707	715	937	412,052	292	686	301,234	141	616	275,720	78	448	200,786	40	1,113	435,640	97
		針	4,091	1,780,805	3,165	1,305	571,487	714	937	412,031	292	686	301,185	141	616	275,720	78	448	200,786	40	1,110	435,313	97
		広	2	266	1	2	220	1	0	21		0	49								3	327	0
	木育成複層林	総数	194	80,427	189	52	21,850	21	49	17,851	5	29	11,952		33	12,624		14	5,332		69	40,892	3
		針	194	80,427	189	52	21,850	21	49	17,851	5	29	11,952		33	12,624		14	5,332		69	40,892	3
		広																					
	天然林	総数	28	5,206	8	13	2,060		5	1,005	1	1	150					1	234		4	1,005	
		針	6	2,045	8	1	267		1	288	1	0	60					1	234		3	989	
		広	22	3,161		12	1,793		5	717		1	90								0	16	
	天然林	総数	20	3,180		12	1,984		5	717		1	84					0	107		1	280	
		針	1	449		1	226											0	107		1	280	
		広	18	2,731		12	1,758		5	717		1	84								0		
	天然生林	総数	8	2,026	8	0	76		1	288	1	0	66					0	127		2	725	
		針	5	1,596	8	0	41		1	288	1	0	60					0	127		2	709	
		広	3	430		0	35					0	6									16	
竹林																							
無立木地																							

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満である。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値である。

(2)制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、材積・成長量:千m³

区分	総数	立木地																				無立木地								
		総数			人工林								天然林								竹林総数	伐採	未立地							
					総数		育成单層林			育成複層林			総数		育成单層林			育成複層林												
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹								
総数	面積	89,821	87,953	50,520	37,433	48,087	46,128	1,959	45,841	43,986	1,856	2,245	2,142	103	39,867	4,392	35,475	372	5	367	65	9	56	39,429	4,378	35,051	398	1,471	129	1,342
	材積	22,334	22,334	17,393	4,942	16,098	15,974	124	15,338	15,220	118	761	755	6	6,236	1,419	4,817	48	2	46	11	3	8	6,177	1,413	4,763	-	-	-	-
	成長量	129	129	97	32	99	95	5	94	90	4	5	5	0	30	3	27	0	0	0	15	0	15	15	3	12	-	-	-	-
制限林	面積	30,409	29,853	19,136	10,717	18,671	18,269	402	17,689	17,312	378	982	957	25	11,181	867	10,314	89	1	89	25	0	25	11,067	866	10,201	95	461	46	416
	材積	8,190	8,190	6,763	1,426	6,498	6,476	22	6,147	6,126	21	351	350	1	1,692	288	1,404	12	0	12	4	0	3	1,676	287	1,389	-	-	-	-
	成長量	60	60	41	19	41	40	1	39	38	1	2	2	0	19	0	18	0	-	0	15	-	15	4	0	3	-	-	-	
普通林	面積	59,412	58,101	31,384	26,717	29,415	27,859	1,556	28,152	26,674	1,478	1,263	1,185	78	28,685	3,525	25,160	283	5	278	40	9	31	28,362	3,512	24,850	302	1,009	83	926
	材積	14,145	14,145	10,629	3,515	9,600	9,498	102	9,191	9,094	97	410	405	5	4,544	1,131	3,413	36	2	34	8	3	4	4,501	1,126	3,374	-	-	-	-
	成長量	69	69	56	13	58	54	4	55	52	4	3	2	0	11	2	9	0	0	0	0	0	0	11	2	9	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積、成長量は 0 は 500m³未満です。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

(3) 市町村別森林資源表

区分	総数	立木地																				竹林	無立木地							
		人造林				天然林								伐採未立木地																
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成単層林		育成複層林		天然生林												
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹									
総数	面積	89,821	87,954	60,531	37,423	48,087	46,139	1,948	45,837	43,996	1,841	2,250	2,143	108	39,867	4,392	35,475	372	5	367	65	9	56	39,429	4,378	35,051	398	1,470	129	1,341
	材積	22,334	22,334	17,393	4,941	16,098	15,974	124	15,337	15,219	118	761	755	6	6,235	1,419	4,817	48	2	46	10	3	7	6,177	1,413	4,763	0	0	0	0
県東環境森林事務所管内計	面積	11,074	10,974	4,359	6,616	4,172	3,906	266	4,039	3,784	255	133	122	11	6,803	453	6,350	182	2	180	39	4	35	6,582	446	6,135	35	65	24	41
	材積	2,310	2,310	1,410	901	1,263	1,249	13	1,227	1,214	13	35	35	1	1,048	160	888	23	1	23	7	2	5	1,018	158	860	—	—	—	—
茂木町	面積	11,074	10,974	4,359	6,616	4,172	3,906	266	4,039	3,784	255	133	122	11	6,803	453	6,350	182	2	180	39	4	35	6,582	446	6,135	35	65	24	41
	材積	2,310	2,310	1,410	901	1,263	1,249	13	1,227	1,214	13	35	35	1	1,048	160	888	23	1	23	7	2	5	1,018	158	860	—	—	—	—
県北環境森林事務所管内計	面積	61,486	60,027	33,423	26,604	31,647	30,140	1,508	30,269	28,866	1,413	1,378	1,284	94	28,380	3,283	26,097	166	3	162	20	1	19	28,195	3,279	24,916	334	1,125	99	1,027
	材積	15,057	15,057	11,427	3,630	10,486	10,385	101	10,029	9,933	96	457	451	6	4,571	1,043	3,528	23	1	22	2	0	2	4,546	1,041	3,504	—	—	—	—
大田原市	面積	12,217	11,965	9,713	2,252	9,395	9,233	162	8,973	8,819	154	423	414	9	2,570	480	2,089	18	—	18	2	—	2	2,550	480	2,069	78	175	60	115
	材積	3,748	3,748	3,443	304	3,297	3,287	10	3,145	3,135	9	152	151	1	451	157	294	2	—	2	—	—	—	449	157	292	—	—	—	—
那須塩原市	面積	13,436	12,917	5,694	7,223	4,551	4,444	106	4,319	4,215	104	232	229	3	8,366	1,249	7,117	—	—	—	3	—	3	8,363	1,249	7,114	42	477	8	469
	材積	2,790	2,790	1,821	969	1,430	1,424	6	1,348	1,342	6	82	82	0	1,360	397	963	—	—	—	—	—	—	1,360	397	963	—	—	—	—
那須烏山市	面積	7,763	7,631	3,907	3,724	3,579	3,425	154	3,450	3,329	121	130	96	34	4,052	482	3,569	26	1	25	2	0	2	4,024	481	3,543	59	73	10	63
	材積	1,816	1,816	1,303	512	1,173	1,164	9	1,142	1,135	7	30	29	2	643	139	504	3	0	3	0	0	0	639	139	500	—	—	—	—
那須町	面積	18,304	17,836	7,799	10,038	8,121	7,253	868	7,712	6,870	842	409	383	26	9,715	546	9,170	36	0	36	1	—	1	9,679	545	9,133	110	357	16	341
	材積	4,014	4,014	2,624	1,390	2,511	2,447	64	2,375	2,313	62	136	134	2	1,503	176	1,326	5	0	5	0	—	0	1,497	176	1,321	—	—	—	—
那珂川町	面積	9,766	9,678	6,310	3,368	6,001	5,784	217	5,816	5,622	194	185	162	23	3,677	526	3,151	86	2	83	13	1	12	3,579	522	3,056	44	44	4	40
	材積	2,690	2,690	2,237	454	2,075	2,063	13	2,019	2,007	11	56	55	1	615	174	441	13	1	12	2	0	2	600	173	428	—	—	—	—
矢板森林事務所管内計	面積	17,261	16,952	12,760	4,203	12,208	12,094	175	11,629	11,357	173	739	737	2	4,684	656	4,028	25	—	25	6	4	3	4,653	652	4,000	29	280	6	273
	材積	4,966	4,966	4,556	410	4,350	4,341	9	4,081	4,072	9	269	269	0	616	215	401	1	—	1	1	1	0	614	214	399	—	0	—	0
矢板市	面積	7,564	7,398	5,793	1,604	5,708	5,629	79	5,230	5,153	78	477	476	1	1,690	165	1,525	0	—	0	1	—	1	1,689	165	1,525	9	157	3	155
	材積	2,267	2,267	2,111	156	2,062	2,058	4	1,881	1,878	4	181	181	0	205	53	152	0	—	0	0	0	—	205	53	152	—	0	—	0
さくら市	面積	2,377	2,317	1,530	787	1,323	1,273	51	1,252	1,202	50	71	71	0	994	257	737	15	—	15	5	4	2	974	254	721	18	42	3	39
	材積	542	542	467	75	365	382	3	363	361	3	21	21	0	158	85	73	1	—	1	1	1	1	181	156	84	72	—	—	—
塙谷町	面積	7,320	7,237	5,427	1,811	5,238	5,192	45	5,047	5,003	44	190	190	1	2,000	234	1,765	10	—	10	0	—	0	1,990	234	1,755	2	81	1	80
	材積	2,157	2,157	1,978	179	1,903	1,900	3	1,837	1,834	3	67	67	0	254	77	176	1	—	1	0	—	0	253	77	176	—	—	—	—

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 面積の「0」は 0.5 ha 未満、材積・成長量の「0」は 500m³未満であり、—は該当なしを示しています。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、材積:千m³

区分	総数	立木地																		竹林	無立木地									
		人			工林						天然林						伐採未立木地													
					総数		育成單層林		育成複層林		総数		育成單層林		育成複層林		天然生林													
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		総数	跡地	未立木地							
総数	面積	89,821	87,954	50,530	37,424	48,088	46,138	1,950	45,838	43,996	1,842	2,250	2,142	108	39,867	4,392	35,475	372	5	367	65	9	56	39,429	4,378	35,051	398	1,470	129	1,341
	材積	22,334	22,334	17,393	4,942	16,098	15,974	124	15,338	15,220	118	761	755	6	6,236	1,419	4,817	48	2	46	11	3	8	6,177	1,413	4,763	-	0	-	0
県有林	面積	4,765	4484	2642	1841	2646	2603	42	2544	2502	42	101	101	-	1838	39	1799	-	-	-	-	-	-	1838	39	1799	8	274	-	274
	材積	963,645	964	723	241	715	712	3	686	682	3	29	29	-	248	11	238	-	-	-	-	-	-	248	11	238	-	0	-	0
市町村有林	面積	1,688	1676	1284	392	1237	1172	64	1171	1112	59	65	60	5	439	112	328	1	-	1	0	0	-	438	111	327	2	11	3	8
	材積	444,927	445	398	47	364	361	3	344	342	3	20	20	0	81	36	44	0	-	0	0	0	-	80	36	44	-	-	-	-
財産区有林	面積	584	581	332	249	328	321	7	313	306	7	15	15	-	252	11	241	10	-	10	-	-	-	242	11	231	-	3	2	1
	材積	160,519	161	124	37	120	120	0	114	114	0	6	6	-	40	4	36	2	-	2	-	-	-	39	4	35	-	-	-	-
私有林	面積	82,784	81214	46271	34942	43877	42041	1836	41809	40076	1733	2068	1966	103	37337	4230	33107	361	5	356	65	9	56	36911	4216	32695	388	1182	124	1058
	材積	20,765	20,765	16,149	4,617	14,899	14,781	117	14,193	14,082	111	706	700	6	5,867	1,367	4,499	46	2	44	11	3	8	5,809	1,362	4,447	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5ha 未満、材積 0 は 500m³未満であり、-は該当なしである。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値である。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区 分	保 安 林					保 安 施 設 地 区	砂 防 指 定 地	自 然 公 園								自然 環 境 保 全 地 域 の 特 別 地 区	鳥 獣 保 護 法 に よ る 特 别 保 護 地 区	都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	絶 滅 の お それ の ある 野生動 物 の 保 存 に 関 す る 法 律 の 管 理 地 区	文化財保 護 法 に よ る 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 に 係 る 指 定 地 等	合 計				
	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	そ の 他 の 保 安 林	計			国 立 公 園				县 立 自 然 公 園													
	市 町 木							第一種 特 別 地 域	第二種 特 別 地 域	第三種 特 別 地 域	小 計	第一種 特 別 地 域	第二種 特 別 地 域	第三種 特 別 地 域	小 計										
市 町 木	-	-	-	(1,865)	(1,865)	-	(294)	-	(690)	(1,558)	(2,248)	-	(374)	(209)	(582)	(603)	(461)	-	-	-	(6,054)				
総 数	-	-	-	(1,865)	(1,865)	-	(294)	-	(690)	(1,558)	(2,248)	-	(374)	(209)	(582)	(603)	(461)	-	-	-	13	32,577			
17,963	5,141	34	2,118	25,256	-	837	1	1,588	1,748	3,336	-	1,203	723	1,926	603	596	10	-	-	-	2,708				
県 東 環 境 森 林 事 務 所 管 内 計	-	-	-	-	-	(28)	-	-	-	-	-	-	(207)	(0)	(207)	-	-	-	-	-	(234)				
1,672	340	2	47	2,060	-	111	-	-	-	-	-	-	537	-	537	-	-	-	-	-	2,708				
茂 木 町	-	-	-	-	-	(28)	-	-	-	-	-	-	(207)	(0)	(207)	-	-	-	-	-	(234)				
1,672	340	2	47	2,060	-	111	-	-	-	-	-	-	537	-	537	-	-	-	-	-	2,708				
県 東 環 境 森 林 事 務 所 管 内 計	-	-	-	(1,050)	(1,050)	-	(225)	-	(690)	(1,355)	(2,044)	-	(167)	(209)	(376)	(496)	(352)	-	-	-	(4,543)				
12,429	3,211	21	1,243	16,904	-	609	1	1,588	1,543	3,131	-	666	723	1,389	496	487	10	-	-	10	23,037				
大 田 原 市	-	-	-	(11)	(11)	-	(28)	-	-	(1)	(1)	-	(54)	(159)	(213)	-	(150)	(1)	-	-	(403)				
4,045	248	6	18	4,317	-	86	-	-	1	1	-	59	357	416	-	280	10	-	-	-	5,110				
那 須 塩 原 市	-	-	-	(952)	(952)	-	(112)	-	(80)	(1,354)	(1,433)	-	-	-	(496)	-	-	-	-	-	(2,994)				
3,504	884	-	982	5,370	-	203	1	422	1,519	1,942	-	-	-	-	496	-	-	-	-	-	8,010				
那 須 烏 山 市	-	-	-	(19)	(19)	-	(35)	-	-	-	-	-	(90)	-	(90)	-	-	-	-	-	(144)				
-	821	3	47	871	-	127	-	-	-	-	-	-	563	-	563	-	-	-	-	-	10	1,570			
那 須 町	-	-	-	(5)	(5)	-	(18)	-	(610)	-	(610)	-	-	(6)	(6)	-	(201)	-	-	-	(841)				
2,149	341	1	9	2,500	-	67	-	1,166	23	1,189	-	1	304	305	-	207	-	-	-	-	4,267				
那 珂 川 町	-	-	-	(63)	(63)	-	(31)	-	-	-	-	-	(24)	(43)	(67)	-	-	-	-	-	(161)				
2,731	918	11	187	3,847	-	127	-	-	-	-	-	-	44	62	106	-	-	-	-	-	4,079				

区分 市町本 かん養	保 安 林					保 安 施 設 地 区	砂 防 指 定 地	自然 公 園								自然 環 境 保 全 地 域 の 特 別 地 区	鳥 獸 保 護 法 に よ る 特 別 保 護 地 区	都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	絶 滅 の お そ れ の あ る 野 生 動 植 物 の 保 存 に 関 す る 法 律 の 管 理 地 区	文化財保 護法による 史跡名勝 天然記念 物に係る 指定地等	合 計		
	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	そ の 他 の 保 安 林	計			国 立 公 園				县 立 自 然 公 園											
	第一種 特 別 地 域	第二種 特 別 地 域	第三種 特 別 地 域	小 計	第一種 特 别 地 域	第二種 特 别 地 域	第三種 特 别 地 域	小 計	第一種 特 别 地 域	第二種 特 别 地 域	第三種 特 别 地 域	小 計	第一種 特 别 地 域	第二種 特 别 地 域	第三種 特 别 地 域	小 計	第一種 特 别 地 域	第二種 特 别 地 域	第三種 特 别 地 域	小 計	第一種 特 别 地 域	第二種 特 别 地 域	第三種 特 别 地 域
矢板森林管理事務所 管 内 計	-	-	-	(815)	(815)	-	(42)	-	-	(203)	(203)	-	-	-	-	(107)	(109)	-	-	-	-	(1,277)	
	3,863	1,589	11	828	6,291	-	117	-	-	205	205	-	-	-	-	107	109	-	-	-	-	3	6,832
矢 板 市	-	-	-	(677)	(677)	-	(12)	-	-	(203)	(203)	-	-	-	-	(107)	(109)	-	-	-	-	(1,109)	
	2,024	307	8	679	3,018	-	37	-	-	205	205	-	-	-	-	107	109	-	-	-	-	3,476	
さ く ら 市	-	-	-	(9)	(9)	-	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	-	40	3	18	61	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	65
塩 谷 町	-	-	-	(129)	(129)	-	(30)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(159)	
	1,839	1,242	-	131	3,212	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,290	

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 「0」は 0.5ha未満、「-」は該当なしを示しています。

3 () 書きは、左の制限林との兼種で、下段の内数です。

(6) 樹種別材積表

単位 千m³

樹種 林種	針葉樹				
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他
総数	11,181	4,055	2,044	87	27
人工林	11,181	4,054	635	86	19
天然林	0	1	1,409	1	9

単位 千m³

樹種 林種	広葉樹											
	キリ	ポプラ	クヌギ	ナラ	アカシア	ハンノキ	ケヤキ	ブナ	カエデ類	ヤマザクラ	エンジュ	その他
総数	0	0	328	103	1	0	7	0	0	2	1	4,500
人工林	0	0	5	93	1	0	6	0	0	2	1	16
天然林	0	-	323	10	0	0	1	-	0	0	0	4,484

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 材積「0」は500m³未満、「-」は該当なしを示しています。

3 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

(7) 特定保安林の指定状況

本計画区において、該当する森林はありません。

(8) 荒廃地等の面積

単位 ha

区分	荒 廃 地		荒 廃 危 険 地
	崩 壊 地	地 す べ り 地	
総 数	205	148	1,954
県東環境森林事務所管内計	6	91	184
茂 木 町	6	91	184
県北環境森林事務所管内計	151	57	1,505
大 田 原 市	10	-	522
那 須 塩 原 市	61	-	151
那 須 烏 山 市	21	40	279
那 須 町	40	-	395
那 珂 川 町	19	17	158
矢 板 森 林 管 理 事 務 所 管 内 計	48	-	265
矢 板 市	19	-	87
さ く ら 市	7	-	70
塩 谷 町	22	-	108

(注) 1 面積欄の「-」は該当なしを示しています。

2 令和8(2026)年3月31日現在の数値です。

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha

区分	火 災			病 虫 害			獸 害			氣 象 害		
	面 積			面 積			面 積			面 積		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
総 数	1.22	2.62	1.17	18.37	11.35	11.88	6.61	2.97	3.72	0.03	1.39	0.06
県東環境森林事務所 管 内 計	0.09	0.75	0.23	2.94	1.46	2.04	-	-	-	-	-	-
茂 木 町	0.09	0.75	0.23	2.94	1.46	2.04	-	-	-	-	-	-
県北環境森林事務所 管 内 計	0.65	1.80	0.59	15.43	9.57	9.52	4.21	0.67	1.42	0.03	1.02	-
大 田 原 市	-	0.09	0.22	1.95	1.74	1.58	-	-	-	-	0.94	-
那 須 塩 原 市	0.14	0.56	0.22	3.53	4.56	4.67	4.21	0.67	1.42	0.03	-	-
那 須 鳥 山 市	-	0.02	0.04	4.90	1.50	1.56	-	-	-	-	0.04	-
那 須 町	0.51	0.81	0.11	0.70	0.47	0.47	-	-	-	-	-	-
那 珂 川 町	-	0.32	-	4.35	1.30	1.24	-	-	-	-	0.04	-
矢 板 森 林 管 理 事 務 所 管 内 計	0.48	0.07	0.35	-	0.32	0.32	2.40	2.30	2.30	-	0.37	0.06
矢 板 市	0.48	0.01	0.13				0.46	0.04	-	-	0.31	0.06
さ く ら 市	0	0.06	0.22		0.32	0.10	-	-	-	-	0.06	-
塩 谷 町	-	0	-			0.22	1.94	2.26	2.30	-	-	-

(注) 面積「0」は 0.005 ha 未満であり、「-」は該当なしを示しています。

(10) 防火線等の整備状況

防火管理道 高原県有林 (矢板市) 432m

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数 : 戸

区分	総数	1～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
総数	7,342	5,523	1,098	688	33
県東環境森林事務所管内 計	1,015	780	149	83	3
茂木町	1,015	780	149	83	3
県北環境森林事務所管内 計	5,016	3,808	720	465	23
大田原市	1,066	752	174	133	7
那須塩原市	897	724	102	64	7
那須烏山市	990	801	122	63	4
那須町	1,106	823	177	103	3
那珂川町	957	708	145	102	2
矢板森林管理事務所管内 計	1,311	935	229	140	7
矢板市	625	439	111	71	4
さくら市	310	250	44	15	1
塩谷町	376	246	74	54	2

(注)2020世界農林業センサスの数値です。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数：件 面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総数	77	26,404	10	4,548	67	21,856	
県東環境森林事務所管内計	10	920	2	502	8	419	
茂木町	10	920	2	502	8	419	
県北環境森林事務所管内計	41	13,904	5	2,245	36	11,658	
大田原市	6	2,408	1	227	5	2,181	
那須塩原市	9	4,804	1	1,333	8	3,471	
那須烏山市	8	835	1	195	7	639	
那須町	5	4,042	1	380	4	3,663	
那珂川町	13	1,814	1	111	12	1,703	
矢板森林管理事務所管内計	26	11,580	3	1,801	23	9,779	
矢板市	11	5,608	1	1,186	10	4,422	
さくら市	5	1,233	1	22	4	1,211	
塩谷町	10	4,739	1	593	9	4,146	

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 市町村別の件数欄は当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定件数です。

(数市町村にわたる森林経営計画については、各々1件として計上しています。)

3 公有林及び私有林の別は、計画作成主体による区分です。

4 数値は、令和7(2025)年3月31日有効の森林経営計画について取りまとめたものです。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積 : ha

市 町 村 別	経 営 管 理 権		経 営 管 理 実 施 権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	145	155	8	9	
県東環境森林事務所管内計	24	77			
茂 木 町	24	77			
県北環境森林事務所管内計	33	31			
大 田 原 市	2	2			
那 須 塩 原 市	4	1			
那 須 烏 山 市					
那 須 町	3	5			
那 珂 川 町	24	22			
矢板森林管理事務所管内計	88	47	8	9	
矢 板 市	83	43	3	4	
さ く ら 市	5	4	5	4	
塩 谷 町					

(注) 1 面積は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 件数欄は、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権分配計画の件数です。

3 数値は、令和6(2024)年3月31日現在ものです。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1） 森林より森林以外への異動

単位 ha

区分	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘 工場等建物 敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	総計
総数	0	—	3	—	64	67
県東環境森林事務所 管内 計	—	—	0	—	0	1
茂木町	—	—	0	—	0	1
県北環境森林事務所 管内 計	—	—	2	—	45	47
大田原市	—	—	—	—	3	3
那須塩原市	—	—	1		9	10
那須烏山市	—	—	1	—	27	28
那須町	—	—	—	—	5	5
那珂川町	—	—	0	—	0	0
矢板森林管理事務所 管内 計	0	—	1	—	18	20
矢板市	—	—	1	—	11	12
さくら市	0	—	—	—	7	7
塩谷町	—	—	—	—	1	1

（注） 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致

しない場合があります。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とします。

3 「0」は0.5 ha 未満であり、「—」は該当なしを示しています。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 ha

区分	原 野	農 用 地	そ の 他	総 計
総 数	-	-	0	0
県東環境森林事務所 管 内 計	-	-	-	-
茂木町	-	-	-	-
県北環境森林事務所 管 内 計	-	-	0	0
大田原市	-	-	0	0
那須塩原市	-	-	-	-
那須烏山市	-	-	-	-
那須町	-	-	-	-
那珂川町	-	-	-	-
矢板森林管理事務所 管 内 計	-	-	-	-
矢板市	-	-	-	-
さくら市	-	-	-	-
塩谷町	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致

しない場合があります。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とします。

3 「0」は0.5 ha 未満であり、「-」は該当なしを示しています。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m ³)	
238	

第2表 持続的伐採可能量

単位 再造林率: %、材積: 千m³

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千m ³)	間伐立木材積		合計	
		うち前期	うち前期	うち前期	うち前期
100%	2,380	1,190	1,310	3,690	1,840
90%	2,140	1,070		3,450	1,720
80%	1,900	950		3,210	1,600
70%	1,660	830		2,970	1,480
60%	1,420	710		2,730	1,360
50%	1,190	595		2,500	1,245
40%	950	475		2,260	1,125
30%	710	355		2,020	1,005
20%	470	235		1,780	885
10%	230	115		1,540	765

(注)1 前期は令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までです。